

吉賀町告示第124号

平成28年第3回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年 8月25日

吉賀町長 中谷 勝

1 期 日 平成28年 9月 9日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君	大多和安一君
三浦 浩明君	桜下 善博君
中田 元君	河村 隆行君
藤升 正夫君	河村由美子君
庭田 英明君	潮 久信君
安永 友行君	

○9月13日に応招した議員

○9月14日に応招した議員

○9月16日に応招した議員

○10月7日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成28年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

平成28年9月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成28年9月9日 午前9時26分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第4号 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続利用と、利用料負担増としないことを求める意見書(案)
- 日程第6 認定第1号 平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第2号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第3号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第4号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第7号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第8号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第9号 平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第16 議案第63号 動産購入契約の締結について
- 日程第17 議案第64号 吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第65号 吉賀町新宮住宅施設条例の制定について
- 日程第19 議案第66号 吉賀町移住体験滞在施設条例の制定について
- 日程第20 議案第67号 吉賀町税条例の一部を改正する条例について

- 日程第21 議案第68号 吉賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22 議案第69号 吉賀町スクールバス条例の一部を改正する条例について
日程第23 議案第70号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第71号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第25 議案第72号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 発議第4号 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続利用と、利用料負担増としないことを求める意見書（案）
日程第6 認定第1号 平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第7 認定第2号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 認定第3号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 認定第4号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 認定第5号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 認定第6号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 認定第7号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第8号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第9号 平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第16 議案第63号 動産購入契約の締結について
日程第17 議案第64号 吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
日程第18 議案第65号 吉賀町新宮住宅施設条例の制定について
日程第19 議案第66号 吉賀町移住体験滞在施設条例の制定について

- 日程第20 議案第67号 吉賀町税条例の一部を改正する条例について
 日程第21 議案第68号 吉賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第22 議案第69号 吉賀町スクールバス条例の一部を改正する条例について
 日程第23 議案第70号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第24 議案第71号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第25 議案第72号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）

出席議員（11名）

1番 桑原 三平君	2番 大多和安一君
3番 三浦 浩明君	4番 桜下 善博君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 藤升 正夫君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中谷 勝君	副町長 ……………	岩本 一巳君
教育長 ……………	青木 一富君	教育次長 ……………	光長 勉君
総務課長 ……………	赤松 寿志君	企画課長 ……………	深川 仁志君
税務住民課長 ……………	齋藤 明久君	保健福祉課長 ……………	宮本 泰宏君
産業課長 ……………	山本 秀夫君	建設水道課長 ……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長 ……………	大庭 克彦君	出納室長 ……………	谷 みどり君

午前9時26分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりま

すので、平成28年第3回吉賀町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番、中田議員、7番、河村隆行議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にいたします。

議会運営委員長の報告を求めます。8番、藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、議会運営委員会の報告をします。

9月5日、委員全員の出席のもと、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきまして、本日から10月7日までの29日間と決定しました。

なお、会期中の日程につきましては、皆様方に配付されております日程表のとおりですので、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期はただいま委員長報告のとおり、本日から10月7日までの29日間にしたいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月7日までの29日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付いたしましたとおりです。監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。

それでは、動静を報告したいというふうに思っております。

6月定例議会からのございますけれど、6月10日に開会しております。

6月11日に、よしかの里のスポーツ大会がございましたので、これに出席しております。

あと12日に、吉賀町の消防操法大会を行っております。大野原の運動公園でございます。

6月19日でございますけれど、水源祭りが行われておりますので、これに出席をさせていただいてます。その前日に定例議会を行って、討論、採決ということで閉会をさせていただいております。

6月23日でございますけれど、日本水道協会の総会がございまして、県選出の国会議員等への要望活動を行ってきたところでございます。

6月29日、島根県市町村振興協議会がございましたので、こちらへ出席させていただいております。

7月1日につきましては、社会を明るくする運動のメッセージの伝達式が行われまして、島根県知事、厚生労働大臣、県警本部長等のメッセージをいただいたところでございます。

7月3日、山陽柿木会の総会がございましたので、これに出席させていただいております。

7月7日、臨時議会を開催させていただき、8日、益田広域圏事務組合の議会がございましたので出席しております。

7月13日は、森林協会の理事会、また県土木協会の総会がございましたので、それに出席いたしました。

7月14日につきましては、郡の土木協会を開催いたしまして、その要望を津和野町長から中村県議等で、県または県議会等への要望活動を行っておるところでございます。

7月15日につきましては、正国公園に遊具を設置したという、このオープニングを行っております。

7月19日が、町村会の総会が19、20日と隠岐の島のほうでございましたので、これに出席いたしております。

7月24日は在広島根県人会の総会が広島でございましたので出席し、同日の夜、益田市長選挙の当選祝いにお伺いしておるところでございます。

7月30日につきましては、島根県の消防大会がございました。

翌31日には、操法大会がございまして、吉賀町の小型ポンプ車の部で見事3位というように入賞したところでございます。念願の入賞というところでございます。

8月3日につきましては、休暇村サービスのほうを訪問いたしまして、彫刻の道の関係で、これはゆ・ら・らと一体化しておりますので、そこの研修室との渡り廊下、この部分がちょっと障害になるということで、休暇村のほうにそういったものの撤去、また彫刻の道構想についての説明に上がったところでございます。

8月6日、よしかの里の10周年記念が行われましたので、そちらのほうへ出席させていただいております。

8月9日につきましては、江の川漁協がおいでになりまして、これにつきましては江の川漁協にアユの育成地があるわけでございますが、これが古くなったので改修したいと。ついては、高津川水系への稚魚も江の川のほうから入れております関係で、いわゆる調整といいますか負担をしていただきたいということを、江の川漁協、島根県の水産事務所等がおいでになりました。

これにつきましては、漁協が1億円負担して、あとの8億円を町村でということでございますけれど、県の説明では全県下的に稚魚を、ここで他のいわゆる河川に提供といいますか、できるようなものにしたいということでございました。

私どもとすれば、全県下的に取り上げるのであれば対処しなければならないであろうということと、県の負担部分が私どもには、まだ少ないように思いましたので、もう少し検討していただきたいという御返事をさせていただいたところでございます。

8月15日に町の成人式がございましたので出席させていただいております。

8月21日は消防団の夏期訓練がございました。

8月26日は吉賀高校の全国大会出場の報告があったところでございます。

8月28日は益田広域の消防大会がございましたので、これに出席しております。

9月3日に東京島根県人会の総会がございましたので、これに出席させていただいたところでございます。

9月7日、交通安全対策協議会の総会を基幹集落センターで開催させていただきました。

以上が、6月定例議会から今日までの動静でございますので、よろしく願いいたします。

日程第5. 発議第4号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第4号介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続利用と利用料負担増としないことを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第4号につきまして、読み上げて提案させていただきたいと思っております。

発議第4号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫、介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続利用と利用料負担増としないことを求める意見書（案）、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由、介護保険制度における軽度者の負担増を招かないことにより、高齢者の自立と家族介護

者の負担をふやさないためであります。

意見書（案）、平成27年6月に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太方針）には、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて軽度者に対する生活援助サービス、福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行うことが盛り込まれています。

また、財政制度審議会の財政制度分科会においては、軽度者に対する福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担（一部補助）する制度への切りかえが提案されています。

現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るといふ、極めて重要な役割を果たしています。

軽度者の生活の自立にとって、つえ、手すり、車椅子などは不可欠な支えであり、転倒予防など、安全な日常生活を送ることを可能にするとともに、外出を支援するなど高齢者の重症化を防ぐ上でも大きな役割を果たしています。

また、家族など介護をする側の負担を減らすためにも必要であるとともに、ひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

軽度者の福祉用具、住宅改修に係る負担増は、手すり、歩行器等の利用が減り転倒骨折などが発生しやすくなり、介護度の重度化を招くことで訪問介護等の人的サービスの利用増大につながり、給付費増にもなります。

よって、政府におかれましては、次期介護保険制度改革において高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行い、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利用については、現行どおり介護保険の保険給付の対象とし負担増とならない仕組みを継続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、社会保障・税一体改革担当大臣としておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

提出者に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

ここでお諮りをいたします。本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって本件については、総務常任委員会に付

託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第6. 認定第1号

日程第7. 認定第2号

日程第8. 認定第3号

日程第9. 認定第4号

日程第10. 認定第5号

日程第11. 認定第6号

日程第12. 認定第7号

日程第13. 認定第8号

日程第14. 認定第9号

○議長（安永 友行君） 日程第6、認定第1号平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第9号平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となりました認定第1号から9号までを説明申し上げます。

認定第1号平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

認定第2号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

認定第3号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

認定第4号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

認定第5号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月9日提出、吉賀町長。

認定第6号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月9日提出、吉賀町長。

認定第7号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月9日提出、吉賀町長。

認定第8号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月9日提出、吉賀町長。

認定第9号平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月9日提出、吉賀町長。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わったところですが、後のほうは少々長くなる可能性がありますので、ここで一旦休憩をして再開いたします。

休憩します。

午前9時47分休憩

.....

午前9時58分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、提案理由の説明を町長のほうから行っていただきました認定第1号から第9号についての詳細説明を求めます。谷出納室長。

○出納室長（谷 みどり君） 失礼いたします。それでは、ただいまから平成27年度歳入歳出決算書の御説明を申し上げます。決算書とお手元にお配りしました参考資料を中心にして御説明を

申し上げます。説明にかかる時間は、およそ30分を予定しております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に一般会計決算ですが、決算書は2ページ、参考資料は1ページです。では、参考資料の1ページをごらんください。一般会計、27年度の歳入決算額の合計は74億4,456万7,572円、前年比5億8,935万5,036円、8.6%の増です。

歳出決算額は71億5,738万8,395円、前年比7億225万3,175円、10.9%の増となり、歳入歳出ともに前年度に比べて増加いたしました。

歳入の増額要因ですが、参考資料2ページをごらんください。上段のグラフで顕著な差を示す項目を中心に御説明を申し上げます。

まず、歳入総額のおよそ5%を占める町税は前年比224万2,011円の減です。内訳につきましては、決算書の14ページからごらんいただけたらと思います。まず、町民税は前年比400万円の増、固定資産税は評価がえの基準年度であったこともあり、前年比700万円の減、軽自動車税は31万円の増、たばこ税は前年比57万円の増、入湯税は4万円の減となりました。

次に、決算書16ページ、歳入総額の1.7%を占める地方消費税交付金は、前年比約5,000万円の増、これは平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことによるものです。

次に、決算書18ページ、歳入総額の46.5%を占める地方交付税は、個別算定経費の減少等の影響により、前年比3,900万円の減少となりました。

次に、歳入総額に占める割合は0.4%の分担金及び負担金です。老人施設措置費負担金が260万円増加、中山間地域総合整備事業分担金700万円の減少、保育料600万円の減少により、約1,000万円の減少となりました。

次は、決算書の26ページからです。歳入総額の13.5%を占める国庫支出金及び県支出金です。国庫金の主な事業といたしましては、保育給付費国庫負担金1億461万5,000円、小学校施設整備事業5,170万9,000円、社会資本整備総合交付金の道路橋梁費が9,863万8,000円、同じく住宅費9,374万3,000円、県支出金は保育給付費県負担金5,230万7,000円などです。全体では、約2,000万円の減額となっています。

次に、決算書は40ページの財産収入ですが、土地の売却等もありませんでしたので、前年比2,300万円の減額となりました。

次に、決算書は42ページの寄附金ですが、ふるさと応援寄附が昨年比270万円の増となっています。

次に、繰入金です。平成26年度は、小水力発電事業へふるさと創生基金から2億3,000万円の繰り入れがありましたが、平成27年度は、ふるさと創生基金からの繰入金が

5,795万5,000円、子育て施策への充当を目的としてまちづくり基金から3,730万円で、約1億9,400万円の減額となりました。

次に、決算書は44ページから、諸収入は1億2,555万円の増、内訳は医療法人石州会貸付金収入が昨年比7,700万円の増と、スポーツ振興くじ助成金5,700万円が主な要因となっています。

次に、決算書50ページの町債、前年比6億5,630万円の増です。これは、学校施設整備事業、真田グラウンド整備事業、蔵木グラウンドゴルフ場整備事業、過疎地域自立促進特別事業、高速情報通信基盤整備事業、七日市排水路整備事業、臨時財政対策債1億8,630万円等が主たる増加の要因となっております。

次に、歳出ですが、決算書は戻りまして8ページ、参考資料1ページ下段です。それに伴うグラフは2ページをごらんください。まず、2ページのグラフをごらんいただきますと、前年比で増となった項目は、左から2番目の総務費、続いて民生費、衛生費、3つ飛びまして土木費、1つ飛んで教育費となっております。

それでは、各項目の主な増減要因を申し上げます。

議会費は前年比31万9,398円の減額です。

総務費の増減は基金積立金前年比7,600万円の減額、企業誘致対策事業費1億4,000万円の増、地域おこし協力隊事業約1,000万円の増、地域創生総合戦略策定事業、地域力創造アドバイザー事業、合わせて約1,000万円の増などにより、総務費総額で前年比7,304万205円の増額となりました。

民生費は事業特別会計繰出金約3,900万円の増、とびのこ苑管理費の改良工事、備品購入等で1,000万円の増、放課後児童対策900万円の増、施設型保育給付事業費4,200万円の増などにより、前年比1億1,237万6,873円の増です。

衛生費は簡易水道事業特別会計繰出金が2,000万円の減額、にちはらクリーンパルの改修工事に伴う負担金9,000万円が整備事業終了による減額、地域医療確保緊急対策事業費補助金が1億円の増額、住居環境改善事業費の解体・撤去費が1億1,000万円の増となり、前年比9,948万2,569円の増です。

労働費は雇用促進資格支援助成金によって、前年比187万9,120円の増額です。

農林水産業費は事業が増額となったものとしましては、がんばる地域応援総合事業、農業集落排水特別会計繰出金、多面的機能支払交付金事業、農道水路維持管理費など約3,600万円あるのですが、減額となった事業が新規就農者育成確保事業、中山間地域総合整備事業、エポックかきのきむらへの貸付金、造林事業費など約5,000万円の減により、前年比2,141万3,520円の減額となりました。

商工費は小水力発電事業特別会計繰出金を要因として、前年比3,387万2,330円の減です。

土木費は下水道事業特別会計繰出金500万円の減、改良工事費1,500万円の増、夜打原相生線交通安全施設整備事業費約2,000万円の増、高津川防災安全交付金事業等1,900万円増などにより、前年比4,803万6,202円の増額です。

消費費は益田広域事務組合負担金2,700万円の増、主な要因として前年比2,102万6,387円の増額です。

教育費は吉賀高校魅力化支援事業2,600万円の増、小学校施設整備事業3億円の増、真田グラウンド整備事業1億7,000万円の増、主な要因として5億4,025万6,070円の増、伸び率74,8%となりました。

災害復旧費は平成25年7月の豪雨災害復旧工事実施によるものです。前年比1,435万7,382円の減額となりました。

公債費は償還利子の減により8,164万8,847円の減額です。

次に、平成27年度小水力発電事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は260ページからです。参考資料は3ページをごらんください。

では、小水力発電事業ですが、歳入決算額が1億1,421万4,893円、前年比で2億7,966万2,396円、70.9%の減です。歳出決算額は1億1,371万5,020円、前年比2億7,860万309円、71%の減となりました。

歳入ですが、平成27年6月1日から発電を再開したことで、売電料が約4,000万円の増、繰入金が発電施設改修工事終了により、前年比約3億2,000万円の減となっております。繰り入れは、一般会計から6,559万6,000円となっております。

歳出は総務費の昨年からの発電施設改修工事費1億円が主な事業です。

次に、国民健康保険事業特別会計決算の説明を申し上げます。決算書では274ページからと、参考資料では3ページをごらんください。

歳入決算が9億6,361万1,096円、前年比で1億2,339万3,747円、14.7%の増です。歳出決算額は9億6,337万6,320円、前年比1億3,615万5,399円、16.5%の増となりました。

歳入の増減要因ですが、国民健康保険税は約900万円の減、前期高齢者交付金が1,500万円の増、県支出金が2,500万円の増、共同事業交付金が7,500万円の増、繰入金が2,600万円の増額となっております。

歳出ですが、4ページ、一番下のグラフを見ていただくとおわかりのように、歳出総額の約6割を占める保険給付費は医療費の増加により、2,900万円の増となっております。共同事

業拠出金は平成25年度の医療費が多かったため、制度上1億900万円の増加となっています。

次に、後期高齢者医療保険事業決算の説明を申し上げます。決算書では308ページから、参考資料は5ページをごらんください。

歳入決算額が9,078万6,444円、歳出総額9,207万5,908円で、歳入歳出差引残額が128万9,464円、歳出超過となっています。これは、決算書314ページの1、後期高齢者医療保険4,209万1,210円と、4、繰入金の2、保険基盤安定繰入金3,762万9,538円の合計額を318ページの2、後期高齢者医療広域連合納付金8,146万5,458円が上回ったことによる繰上充用金174万4,710円のためです。

次に、介護保険事業特別会計決算の説明を申し上げます。決算書では324ページから、参考資料は5ページをごらんください。

歳入決算額が10億2,735万777円で、前年比739万6,114円の減、歳出決算額は10億2,644万9,461円、前年比759万23円の減で、歳入歳出とも0.7%の減となりました。

歳入は保険料の料率改正による増加、歳出は介護予防効果による保険給付の減少となっています。

次に、簡易水道事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書では360ページからです。参考資料は7ページをごらんください。

歳入決算額が4億3,890万4,741円で、前年比1,514万9,168円、3.3%の減、歳出決算額は4億2,358万4,486円、前年比2,826万1,721円、6.3%の減となっております。

歳出の施設修繕工事費などの水道事業費が前年比約2,100万円減となり、それに連動して、繰入金や国庫支出金も昨年比で減額となりました。

次に、下水道事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書378ページから、参考資料は同じく7ページ中段をごらんください。

歳入決算額が3億6,633万8,886円、前年比で8,294万6,181円、18.5%の減、歳出決算額は3億6,538万5,987円、前年比8,287万1,479円、18.5%の減となっております。

歳入ですが、一般会計繰入金は546万円の減、国庫支出金は下水道工事の減により約3,842万円の減、町債は4,610万円の減となっております。

歳出ですが、下水道事業費は七日市地区下水道工事費の減により前年比7,793万円の減、公債費は町債の償還費の減により前年比494万円の減となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計決算の説明を申し上げます。決算書396ページからです。

参考資料は7ページ下段をごらんください。

歳入決算額が7,352万4,852円、前年比26万4,627円、0.4%の減、歳出決算額は6,986万5,540円となり、前年比339万9,965円、4.6%の減となっております。

歳入は一般会計繰入金は841万8,000円の減となっておりますが、町債は710万円の増額となりました。

歳出ですが、農業集落排水事業費は413万9,000円、前年比11.3%の減となっております。

次に、興学資金基金特別会計決算の説明を申し上げます。決算書は412ページ、参考資料は9ページをごらんください。

この会計は平成27年度から特別会計に移行されたものです。歳入決算額、歳出決算額とも3,373万9,217円と同額で、差引残額はゼロです。

歳入ですが、歳入の85.8%を占める繰入金は興学資金基金から2,896万4,750円、諸収入は貸付金元利収入の477万円です。

歳出は興学資金基金貸付金720万円と興学資金基金積立金2,648万円です。

次に、実質収支に関する調書の説明を申し上げます。決算書422ページからでございます。

一般会計は、1番、歳入総額から2番、歳出総額を引いた3番、歳入歳出差し引き額は、2億8,717万9,000円ですが、翌年度への自主財源の繰り越しが1億616万5,000円ありますので、実質収支額は1億8,101万4,000円となります。

続いて、小水力発電事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療保険事業、介護保険事業、各特別会計は歳入歳出差引額と実質収支額は同額となっております。

427ページ、簡易水道事業は歳入歳出差引額は1,532万円ですが、翌年度へ繰り越す額が1,103万5,000円ありますので、実質収支額は428万5,000円となります。

同様に428ページの下水道につきましても4万円の繰越額がありまして、実質収支額は91万3,000円となっております。

同様に429ページの農業集落排水事業につきましても319万2,000円の繰越額がありまして、実質収支額は46万7,000円となっております。

430ページの興学資金基金は歳入歳出総額が同額ですので、差し引き残額はゼロです。

次に、財産に関する調書の説明を申し上げます。432ページをお開きください。それでは、土地建物の異動について御説明を申し上げます。まず、土地ですが、一番左の端に縦書きで、1、行政財産、2、普通財産の欄があります。その1、行政財産の公園の171.02平米の増は大井谷棚田展望公園用地の土地購入によるものです。その下のその他の施設29平米の増は道路用地です。また、2段下の42.93平米の減は里道の売却です。

次に、2、普通財産のその他の4,407平米の増は、企業誘致対策事業の工業用地の土地購入による増です。

次に、建物の増減ですが、1、行政財産の木造の259.6平米の増は公営住宅とびのこやま団地の新築分です。

その下段、65.87平米については、蔵木グラウンドゴルフ場休憩室トイレと下須バス停兼不燃物集積所の改築によるものです。その下、2、普通財産のその他の72.8平米の増は朝倉駐在所を譲り受けたものです。

次に、右側の非木造の742.79平米は七日市小学校校舎建築です。その下の227.08平米は真田の除雪車車庫新築によるものです。その下の普通財産のその他の101.35平米は小水力発電所の倉庫新築による増加です。

次の433ページ、2、山林については面積の変動はございませんが、立木は増加率5%で計上しております。

3、物権、4、有価証券、めくっていただいて434ページ、5、出資による権利ですが、異動はありません。

次に435ページ、2、物品については単価おおむね1件が100万円以上のものを記載しております。27年度は、ゆ・ら・ら用中型バス1台、小型動力ポンプ付積載車1台の増、彫刻の道整備事業による彫刻4体、蔵木グラウンドゴルフ場、真田サッカーグラウンドの備品などが主なものです。

次に、438ページ、3、債権ですが、一番右側の決算年度末現在高は平成28年3月31日現在です。特別医療法人石州会設立支援貸付金及び医療法人石州会貸付金は年度内の増減はありません。社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金が返済免除により94万円減少し、期間中の貸付金844万円が増となり、年度末現在高が3,774万2,000円となっています。農地有効利用支援整備事業運営資金貸付金は42万9,000円、エポックかきのきむら経営安定化資金貸付金は1,200万円が年度末現在となっています。

次に、439ページの4、基金ですが、これも平成28年3月31日現在高です。平成27年度出納整理期間中は含まれておりませんので、御注意ください。

まず、1の財政調整基金ですが、国債2億円が満期になりまして、それを基金として積み立てました。それと期間中の利子189万3,000円が増加、2、学校基金の立木は1年増加率5%で推計しています。3、国民健康保険事業基金、4、減債基金は利子の増加、右側5、ふるさと創生基金は利子が12万8,000円の増と、小水力発電事業のために5,795万5,000円を取り崩しました。6、土地開発基金は利子24万6,000円と町への土地売却により1,472万2,000円の増、7、地域福祉基金は利子の増加、8、ふるさと水と土保全対

策基金は増減なし。

めくっていただいて、440ページ、9、人材育成基金、10、介護給付費準備基金は利子分の増です。11、小水力発電事業基金の現在高はありません。12、興学資金基金は利子分の増、13、まちづくり基金は利子772万9,000円と新たな積み立て7,000万円、合計7,772万9,000円を積み立てました。ふるさと応援基金は利子と積み立てで481万5,000円の増。

以上で、本年3月末日の基金の合計額は37億7,087万8,000円となります。

次のページからは、参考資料として債権と基金の出納整理期間中の異動を含めた平成25年5月31日現在の現在高を記入したものです。

まず、債権ですが、上から2つの石州会関連への貸付金は償還に伴い、年度末現在高は減少及び終了しています。社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金は償還が387万2,000円、免除と貸し付けで年度末現在高は3,772万7,000円となっています。農地有効利用支援整備事業は償還が252万9,000円、貸し付けが42万9,000円で、年度末現在高はゼロとなっています。森づくり協議会はゼロ、エポックかきのきむらは1,200万円が年度末現在高です。

次に、442ページの基金ですが、27年度出納整理期間中、いわゆることし4月から5月末までに動きがあった基金についてのみ御説明いたします。

まず、7、地域福祉基金は2,865万5,000円を積み立て、443ページの10、介護給付費準備基金は1,538万6,000円を取り崩し、13、まちづくり基金は3,763万円を取り崩し、14、ふるさと応援基金は49万円取り崩しました。これにより、本年5月末の基金合計額は37億4,610万5,000円となりました。

以上で、平成27年度決算書の説明を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、認定第1号から第9号までの詳細説明を終えます。なお、本席に上田代表監査委員に出席していただいております。ここで、平成27年度吉賀町各会計決算審査意見についてを代表監査委員のほうからの報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） おはようございます。代表監査委員の上田でございます。去る平成28年8月22日付で、平成27年度吉賀町各会計決算審査意見書を吉賀町長宛て提出いたしました。本日は、この決算審査意見書を読み上げまして、議会への御報告とさせていただきます。

それでは、表紙をはぐっていただきまして、第1ページでございます。

平成27年度吉賀町各会計決算審査意見書、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成27年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算及び付属書類について審査し

た結果、その意見は下記のとおりである。

記、1、審査の期間、平成28年7月4日から平成28年8月22日までの間、28日間。

2、審査の対象、平成27年度吉賀町一般会計歳入歳出決算書、平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算書、平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、平成27年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算書、平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、平成27年吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算書及び各附属書類でございます。

3、審査の方法、(1)決算内容と提出を受けた決算関係資料、証拠書類等との照合。(2)各課及び教育委員会、委託事業、単独事業等その全てについての審査は不可能なため試査を実施し、66件を抽出審査対象とした。(3)審査の内容については、抽出試査の範囲に主体を置いた。

4、審査に当たっての留意点、(1)共通事項、決算書、決算事項別明細書及び附属書類について計数に誤りはないか、財政運営、財産管理は適切に行われているか、予算の執行は関係法令に従い、効率的になされているか等を主眼に置いた。(2)歳入、①収入成績、②予算の執行率の著しく増減している科目について、その原因調査、③違法、不当な収入の有無、④未納整理の状況、(3)歳出、①違法、不当な支出の有無、②目的どおり適正執行されているか、③怠慢なく効果的に執行されているか、(4)その他、①実質収支に関する調書の確認、これは毎月実施している例月審査を含みます。②公有財産(有価証券、出資証券、物品、債権、基金)に関する確認、③各種契約締結上の適否審査、④各財政援助団体の決算書における町補助金の収支経理状況の審査。

5、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び附属書類等の計数は、それぞれの関係諸資料及び証拠書類等と照合した結果、誤りはなく適正なものと認めた。

6、審査意見、審査の結果について、その意見は別紙、決算審査意見書のとおりである。

次に、別紙、決算審査意見の内容でございますが、これは、主な主要な点のみ御説明申し上げて御報告とさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

まず、3ページ、決算の総括でございます。(1)決算の規模、平成27年度における各会計の決算総額は歳入が105億5,303万8,000円、歳出102億4,557万9,000円であり、26年度の決算額と比較すると、歳入は3.5%の増、歳出は4.8%増となっております。これは、主に七日市小学校改築工事、第2期工事3億4,500万円、柿木六日市小学校耐震補

強及び改修工事2億1,800万円、真田グラウンド人工芝化1億7,800万円、旧備中屋解体1億2,200万円、地域医療確保緊急対策1億円などによるものであります。

なお、町債につきましては、今年度の発行額が17億2,600万円、償還には、元金が10億4,900万円及び利子1億3,200万円で、27年度末現在高は6億7,700万円ふえて114億900万円となっております。

次に4ページ、財政状況でございます。主な財政指標につきましては、5ページに掲げてあります表のとおりでございます。そのうち、将来負担比率については、平成27年度は26.9%、26年度に対して0.7ポイント増加しておりますが、これは、地方債現在高が上昇したことによるものでありまして、県平均は平成26年度平均でございますが、95.8%でございますので、かなり健全な数字となっております。

実質公債費比率3カ年平均につきましては、平成26年度より0.9ポイント改善いたしまして、県内平均より7.5ポイント下回っております。実質公債費比率の単年度につきましては、平成26年度より0.8ポイント改善して、県平均より7.5ポイント下回っておりまして、改善の傾向にあるといわれます。

経常収支比率につきましては、平成27年度は79.5%で、前年度より6.1ポイント減少しております。ただ今後、普通交付税等の減少で比率が上がるのが予想されますので、なお一層の努力を期待したいといふふうに思っております。

公債費負担比率については、平成26年度より1.0ポイント増加して、16.8%となりました。引き続き、事業の精査をして、大幅な負担増とならないよう努められたいということでございます。

積立金現在高比率については、平成26年度より1.2ポイント上がっておりまして、合併算定替えを控えておりますので、さらに努力をされたいというふうに思います。

地方債現在高比率につきましては、16.0ポイント上昇して183%でありました。これは過疎債等の新規発行額が13億6,800万円に対して、償還額が8億800万円で、地方債現在高が5億6,000万円増の71億6,500万円となって、分母となる標準財政規模が、逆に前年より4,000万円減少したためであります。

次に、それぞれの各会計についてでございますが、一般会計6ページをごらんいただきたいと思っております。

本年度の歳入総額は74億4,456万8,000円、歳出総額71億5,738万9,000円、差し引き残高が2億8,717万9,000円で、繰り越し財源が1億616万5,000円で、実質収支額は1億8,101万4,000円ございました。

歳入につきましては、予算額77億7,956万7,000円に対しまして74億4,456万

8,000円で、収納率は95.7%となっております。

次に7ページ、歳出でございます。予算現額77億7,956万7,000円に対して、支出総額は71億5,738万9,000円で、翌年度繰越額は2億5,165万2,000円で、不用額が3億7,052万7,000円、4.8%となっております。

次に9ページ、小水力発電事業特別会計でございます。

歳入総額が1億1,421万5,000円、歳出総額は1億1,371万5,000円、実質収支額が50万円でございます。平成27年6月1日より売電を開始いたしまして、売電量は平成27年度で4,705万7,000円でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入総額が9億6,361万1,000円、歳出総額9億6,337万6,000円、実質収支額が23万5,000円でございます。歳入総額は前年度より1億2,339万4,000円、14.7%増加しております。一般会計からの繰入額が8,659万3,000円と、前年より2,612万4,000円よくなっております。基金の取り崩しはございませんで、国民健康保険事業基金の現在額は4,807万9,000円でございます。収入未済額2,396万8,000円のうち、現年度分が715万6,000円、滞納分が1,681万2,000円となっております。被保険者数については、年平均で前年度より60人少ない1,660人というふうになっております。

次に11ページ、後期高齢者医療保険事業特別会計でございます。

歳入総額が9,078万6,000円、歳出総額9,207万5,000円、実質収支128万9,000円の赤字でございます。このため、平成28年度より142万2,000円の繰上充用を行っております。被保険者数については1,624人で、平成26年度より12人減っております。

次に、歳出のほうでございますが、吉賀町における後期高齢者の医療給付費は14億6,370万円ございまして、前年に比べて5.7%ふえております。

次に12ページ、介護保険事業特別会計でございます。

歳入総額10億2,735万円、これは前年度より0.7%減でございます。歳出総額10億2,644万9,000円、これも同じく0.7%の減でございます。実質収支額は90万1,000円。介護給付費準備金残高は、1,538万6,000円取り崩して平成27年度末現在7,431万5,000円でございます。介護保険被保険者数につきましては対前年比0.4%増の2,679人。

歳出の状況でございますが、総額の90.5%を占めております保険給付費につきましては、前年より1.8%減の9億2,896万6,000円でございます。

次に、簡易水道事業特別会計、14ページでございます。

歳入総額4億3,890万5,000円、歳出総額4億2,358万5,000円、繰り越し財源1,103万5,000円ございまして、実質収支額は428万5,000円でございます。平成29年度公営企業会計の移行に向けて今準備を進めておりまして、簡易水道事業統合あるいはいろんな管路の整備等で町債が1億7,720万円、前年と同様非常に多くなっております。それから、一般会計からの繰入金が6,542万4,000円でございますが、これは対前年比より26.4%減であります。現年度分の収納率が97%台で続いておりまして、収入未済額が若干増加している状況であります。歳出については表14のとおりでございます。

次に15ページ、下水道事業特別会計でございます。

歳入総額が3億6,633万9,000円、歳出総額が3億6,538万6,000円、繰り越し財源が4万円で、実質収支額は91万3,000円ございました。歳出状況につきましては、表16のとおりでございますが、七日市地区公共下水道整備を含めた建設改良費と公債費で全体の90%を占めております。下水道事業の加入状況は、表17のとおりでございます。設置戸数につきましては、七日市地区の改良工事を終了しましたので、1,180戸、接続戸数が619戸で、接続率は52.4%のようになっております。合併処理浄化槽の設置は5基で、補助額が198万8,000円、合併浄化槽維持管理費補助は252件の補助額966万円となっております。

次に、16ページ、農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入総額7,352万5,000円、歳出総額6,986万6,000円、繰り越し財源額319万2,000円で、実質収支額は46万7,000円でございます。歳入状況につきましては、使用料の徴収率が下がって滞納額がふえつつある状況でございます。

次に、興学資金特別会計でございます。

歳入総額3,373万9,000円、歳出総額は3,373万9,000円、実質収支額はゼロということになっております。

次に、各会計に関する監査状況でございますが、これは、一般会計については25ページまで、それぞれ部局ごとにまとめてありますので、御参考にしていただきたいというふうに思います。それから、特別会計につきましてはの監査状況でございますが、これは26ページから28ページまでそれぞれ特別会計ごとに記載しておりますので、ごらんいただきたいというふうに思っております。

次に、共通事項に関する監査状況でございますが、これは読み上げて御説明申し上げます。28ページでございます。

第1、平成27年度職員96名の年次有給休暇取得状況は、職員1人当たり平均で付与日数が

37.3日、取得日数10.9日、取得率29.2%、繰り越し付加日数7.9日であります。個別に見ると取得日数10日未満の職員数は47人で、職員全体の約半数に及び、取得日数5日未満の職員数も18人を数えます。年次有給休暇制度は職員の労働環境を整え、職員のモラル向上に欠かせない制度であり、事務の効率化を図りながら、取得しやすい職場環境の整備に一層努められたい。

第2、税金及び使用料等の収入未済額の発生状況は、31、32ページに掲げております表23、24のとおりでございます。現年度及び滞納繰越分の合計が7,527万4,000円と176万2,000円ほど改善されております。

強制執行を16回実施しているが、納税者の生活と営業の継続に配慮し、債権徴収委員会等での横の連携を強化し、公正公平の観点から日常の努力を進められたい。

第3、抽出監査における事業契約等の締結状況、これは1件50万円以上の契約でございますが、33ページの表25のとおりであるが、契約総数238件のうち一般競争入札29件、指名競争入札が52件、随意契約が155件となっている。随意契約の中で、見積もり1社のケースについては、専門性や委託業務及び指定管理料等のやむを得ない事由のものと認められると。

第4、基金の状況については、34ページ、表26のとおりであり、良好な推移となっている。一方、今後の財政推計では町村合併後10周年を経て、本格的な一本算定へと移行、人口減と相まって、地方交付税が段階的に減少していく中で、基金の存在は大きくなっているということ。

第5、補助金等の交付及び補助事業等の執行に関しては、吉賀町補助金等交付規則や関係法令の規定を徹底するのみならず、補助事業等の目的、内容、効果等を精査するとともに、定期的な事業の検証、評価を行い、より効果的な事業支援につながるよう努められたい。また、事業効果の低い事業については、今後、補助の中止を含めた抜本的な対策に取り組まれたい。

次に、総括でございます。29ページをごらいたきたいと思っております。平成27年度の決算審査を実施し、一般会計、特別会計、共通事項等の監査状況を述べてきたところでございますが、評価し、さらに改善すべき点、改善、検討するべきと思われる事項等について、提言として次のとおり総括する。

第1、財務事務は的確に処理されており、決算書並びに各調書等に記載された計数は、これまで指摘した状況や事項を除き正確であると認められる。

第2、例月出納検査については、検査の結果、本年度についても指摘事項は僅少であり、正規取扱いに対する平素の努力を評価したい。

第3、各種帳簿や資料等の数値や文言等については、常にチェックを行い、誤りや不信の持たれることのないよう心がけられたい。

第4、主要財政指標の推移については、5ページの表2のとおりである。実質公債費比率は

3カ年平均、単年度とも町村合併以後、毎年度下がっている。将来負担比率は平成26年度の26.2%から26.9%へ0.7ポイント増加している。これは、過疎債、合併特例債等新規発行による地方債現在高が5億6,000万円増加したことが大きく影響している。経常収支比率は平成26年度85.6%から79.5%と6.1ポイント下がっている。分子となる歳出のうち、人件費、公債費の減少と、分母となる歳入のうち、普通交付税が4,400万円減少したものの、新たに臨時財政対策債を1億8,600万円発行したことにより分母が大きくなったことが影響している。指標については、警戒ラインの80%を切ったが、人口減や一本算定への移行による普通交付税等の急激な減少が予想されており、より効率的な財政運営に努められたい。

第5、自治組織については、地区、地域によって自治に対する捉え方、かかわり方に大きな差があり、地域の主体性のみに依拠できない地域については特別の手だてを打つことも必要と思われる。

地域の活性化、定住、防災対策など、自治について横断的に検討する内部委員会をつくることも含め、総合的な規模の見直しや再編、連携策をさらに一步進めるよう検討されたい。

また、自治振興交付金制度についても、地域の将来や活性化につながる実効性のあるものとなるよう、常に検証しながら推進されるよう期待したい。

自治を担う人材づくりを積極的に進めるため、中央公民館と各公民館が役割分担し事業を行うなど、これまでの枠にとらわれることのない積極的な事業展開を期待したい。

第6、水道事業については、地方公営企業法適用に向け、対応する会計システムの導入や職員研修等を行っている。施設整備の維持更新費用や下水道事業における加入率の低さは今後の水道事業の経営に大きく影響することが予想され、水道事業の健全な経営体制の確立に向け、一層の努力を期待したい。

第7、指定管理者制度については、維持管理や管理料等に膨大な費用を要しており、管理の実態を定期的に検証しながら、効率的な管理運営が行われるよう努められたい。また、平成27年度定期監査では、5カ所の指定管理施設の管理状況の監査を行ったが、備品台帳の整備等の一部に不適切な点も見られた。地方公会計移行にあわせ指定管理者と連携して、施設の適切なマネジメントに向け、鋭意、努められたい。

第8、平成28年度決算より、統一的な基準による地方公会計に移行するが、それに向けて、総務課を中心に固定資産台帳の整備が行われている。この地方公会計は、正確な行政コストの把握や公共施設マネジメント等の活用を通じて、財政の効率化、適正化を図ろうとするもので、財政のみならず、全ての事業名にかかわってくる。今後、研修等を通じて職員の地方公会計への理解を深め、制度のスムーズな運用に努められたい。

第9、事務報告書については、おおむね適切にまとめられているが、部局によっては事業名の

羅列に終始し、副題にある主要施策の成果説明としては不十分と判断せざるを得ない箇所もある。事業運営の透明性の確保は、行政のみならず、あらゆる組織の最優先されるべき事項である。事業計画と事業結果の検証、評価のみならず、各種計画にも配慮した十分な説明責任を果たすことが事務報告書には求められている。様式の統一を含め、より理解しやすい事務報告を作成するよう努められたい。

第10、地方創生に関しては、各種会議の開催や外部専門家による支援を得て、人口ビジョン及び吉賀町総合戦略、平成27年度から31年度でございしますが、これが策定されている。総合戦略の基本理念として、「子供を育み、子供とともに発展するまちを目指して」とあるように吉賀町の特性、魅力を活かした戦略の策定を目指すことがうかがわれるが、策定期間が短く、各ステークホルダーを含め、住民への周知の不徹底が懸念される。今後は、実施される各施策の検証、評価に加え、官民挙げて目標達成に向けて、取り組める環境づくりに一層努められるよう期待したいと。

以上、決算書、財務諸表、行財政執行状況及び経営管理等の審査に当たっての意見を申し述べ、平成27年度の決算審査意見とする。御多忙の中、多くの資料の提供をいただき、調査やヒアリングに御協力いただいた各所属長並びに担当職員の方々に深く感謝の意を表したいと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、平成27年度吉賀町各会計決算審査意見についての代表監査委員さんからの報告は終わりました。

ここで、休憩いたします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。なお、この質疑については一括上程いたしましたので、一括にて質疑を行いますので、認定何号等と言って質問していただきたいと思います。

なお、質疑については上田代表監査委員さんも同席されていますので、先ほどの決算審査意見についても質疑をされて結構だと思いますので、よろしくをお願いします。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております日程第6、認定第1号から日程第14、認定第9号については、決算審査特別委員会を設置しこれに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがいまして、日程第6、認定第1号から日程第14認定第9号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたします。

なお、お諮りをいたします。決算審査特別委員会の委員につきましては、各常任委員会から3名ずつ合計6名の委員で構成することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがいまして、決算審査特別委員会の委員につきましては、各常任委員会から3名ずつ合計6名の委員で構成することに決定をいたしました。委員は各常任委員会から選出していただき、委員長、副委員長も互選により選出をしていただきます。

日程第15. 報告第4号

○議長（安永 友行君） 日程第15、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは報告第4号につきまして、説明を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。平成28年9月9日提出、吉賀町長中谷勝。

健全化比率でございますけれども、実質赤字比率につきましては赤字でございませぬので記載してございませぬ。連結実質赤字比率につきましても同様でございます。

実質公債費比率につきましては6.1%、将来負担比率につきましては26.9%でございます。

また、資金不足比率、特別会計の名称等、3会計書いてございますけれども、これにつきましても資金不足はいたしておりませぬので記載してございませぬ。詳細につきましては総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての詳細説明を行います。参考資料の12ページをお開きいただきたいと思います。

そこに各比率の算出方法等が掲載をしております。健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、地方公共団体は毎年度4つ

の健全化判断比率としております実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率について、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、これを公表しなければならないということになっております。

また資金不足比率につきましても、同じ法律の第22条第1項の規定によりまして、簡易水道事業や下水道事業、農業集落排水事業などの公営企業ごとに資金不足比率について監査委員の審査に付した上で議会に報告し、これを公表しなければならないということになっております。それに基づいて、本議会において報告するものでございます。

まず、健全化判断比率についてですけれども、その中のまず実質赤字比率ですが、これについては一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率ですが、平成27年度決算においては実質収支が黒字ですので、実質赤字比率は生じておりません。このためにハイフンとなっております。

連結実質赤字比率については、全ての会計の決算額を合算して地方公共団体全体を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。これについても、平成27年度決算においては赤字が生じておりませんので、ハイフンで表示をしておるところでございます。

それから資料13ページですが、実質公債費比率です。これにつきましては、一般会計等が負担する元利償還金と特別会計や一部事務組合への支出のうち、元利償還金に対する支出を意味する準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3カ年平均をあらわすものです。自治体の財政規模に対して借金の償還である公債費がどの程度負担になっているかを数値化したものでございます。

今回算定した実質公債費比率は資料14ページに記載のとおり、平成25年度から平成27年度までの3カ年の平均で6.1%となっております。早期健全化基準の25%を下回っているところでございます。

資料の19ページをごらんいただくと、過去5年の推移が記載してございます。下から5段目のところに実質公債費比率3カ年平均というのがございます。年々改善しているところがごらんいただけるんじゃないかと思えます。

下から4段目の全国平均というのがございますが、こちらのほうと比較、まだ27年度については出ておりませんので斜線がありますが、直近の26年度のところで見ていただいても全国平均を下回るような数字になってきておりますので、改善していることがお読み取りいただけるんじゃないかと思えます。

それでは、13ページのほうに戻っていただきまして、次に将来負担比率です。これにつきましては、一般会計等が将来的に負担する負債額からその償還に充てることのできる基金等を控除した額の標準財政規模等に対する比率です。自治体の財政規模に対して借金などの負債の現在高

がどの程度残っているかを数値化したものでございます。13ページに記載のとおり、①から⑧の合計額から充当可能な基金、充当可能な特定財源、基準財政需要額算入見込み額を控除した金額を分子としております。そして、標準財政規模から基準財政需要額に算入した元利償還金の額を控除した金額を分母にして算出するものでございます。

この数値につきましては、14ページに記載してありますとおり、比率は26.9%となっております。早期健全化基準の350.0%を下回っているところでございます。こちらのほうも、20ページのところに過去5年の推移が掲載をしております。これも下から5段目のところに将来負担比率という欄がございますが、こちらのほうを見ていただくと、こちらも昨年に比べてちょっと若干上昇傾向にございます。その下の全国平均と比較していただくと全国平均よりは低くなっているということはお読み取りいただけるんじゃないかと思えます。

それから最後に、実質公債費比率と将来負担比率の増減理由です。資料の21ページをお開きいただいたらと思います。上段のところに実質公債費比率、真ん中のところに将来負担比率についての増減理由が記載をしております。実質公債費比率については資料に記載のとおりですが、平成27年度の単年度の比率においては分子が減少して分母が増加したことによりまして、マイナスの0.8ポイントとなったところでございます。

で、3年平均では24年度の7.8%が外れて、27年度の5.1%を加えることによりまして、平均で対前年度マイナス0.9ポイントとなっているところでございます。

将来負担比率につきましては資料に記載のとおり、分子分母とも増加しておりますけども、分子の将来負担額が増加したことが影響し、プラス0.7ポイントとなっているところでございます。起債の発行の増加等が影響しているものでございます。

それから最後に、資金不足比率です。こちらにつきましては資料13ページに計算方法等が記載をしておりますけども、吉賀町においては各会計とも資金不足が生じておりませんので、全てにおいてハイフンで表示をしているところでございます。

以上で、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で詳細説明を終わり、ここで上田代表監査委員さんより、財政健全化審査意見及び資金不足比率審査意見の報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 平成28年8月22日付で、町長宛て平成27年度吉賀町財政健全化審査意見書及び特別会計資金不足比率審査意見書を提出いたしましたので、それを読み上げて御報告とさせていただきます。

平成27年度吉賀町財政健全化審査意見書、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成27年度吉賀町財政健全化判断比率について審査したの

で、その結果について別紙のとおり意見書を提出いたします。

次をはぐっていただきまして、まず1、審査の概要、この財政健全化審査は平成27年度決算に基づき町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、(1) 総合意見、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。下の表をごらんいただきたいと思います。(2) 個別意見、(ア) 実質赤字比率について、平成27年度の実質赤字比率は収支が黒字であるため、数値は示されていない。(イ) 連結実質赤字比率について、平成27年度の連結実質赤字比率は収支が黒字であるため、数値は示されていない。(ウ) 実質公債費比率について、平成27年度の実質公債費比率は6.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。(エ) 将来負担比率について、平成27年度の将来負担比率は26.9%となり、平成26年度に比し0.7ポイント上がっているが、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っている。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

次に、平成27年度吉賀町特別会計資金不足比率審査意見書。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成27年度吉賀町特別会計資金不足比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出いたします。

1、審査の概要、この資金不足比率審査は、平成27年度決算に基づき町長から提出された資金不足判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、(1) 総合所見、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。下記の表をごらんいただきたいと思います。(2) 個別意見、(ア) 簡易水道事業特別会計について、平成27年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。(イ) 下水道事業特別会計について、平成27年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。(ウ) 農業集落排水事業特別会計について、平成27年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長(安永 友行君) 以上で報告が終わりました。ここで報告に対しての質疑を許します。質

疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑なしと認めます。本案は報告をもって終了といたします。

以上で、決算審査意見書並びに財政健全化審査意見の報告は終わりましたので、上田代表監査委員は、退席をされました。

日程第16. 議案第63号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第63号動産購入契約の締結についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となりました議案第63号でございます。動産購入契約の締結について。下記物件について購入契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第3条の規定により、議会の議決を求める。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

記、1、契約の目的、平成28年度小型動力ポンプ付き積載車購入事業、2、契約の方法、指名競争入札による文書契約、3、契約金額、820万2,600円 うち消費税額60万7,600円、4、納入期限、平成29年2月27日、5、契約の相手方、島根県益田市あけぼの東町14の15、株式会社出雲ポンプ、代表取締役出雲正樹。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第63号動産購入契約の締結についての詳細説明を行います。参考資料の22ページをお開きいただきたいと思います。

まず、今回更新します車両について申し上げたいと思います。今回更新しますのは、吉賀町消防団の第5分団1部蔵木地区でございますけれども、こちらのほうに配置をする車両でございます。現在の車両につきましては平成5年度に購入したもので、ことしで23年を経過するものでございます。それについて老朽化がしておりますので、更新するものでございます。購入に際して財源につきましては、国庫補助であります石油貯蔵施設立地対策補助金を355万1,000円を充当いたします。残りにつきましては、過疎債を発行する予定としております。ただ、小さい備品については起債の対象外になるものはありますので、そういったものについては単費になります。納期限につきましては、平成29年の2月27日月曜日。主な仕様につきましては、シャシは消防自動車専用シャシ、キャabinはキャブオーバー型ダブルシート、定員は前後おのおの3名で6名、積載するポンプにつきましては、B3級の小型動力ポンプとしております。

入札について申し上げますが、資料に記載のとおりですけれども、消防車両の納車に精通した

4業者を指名し、8月29日月曜日に入札を執行したとごさいます。その結果、消費税抜き
の予定価格が793万円に対しまして、株式会社出雲ポンプが759万5,000円で落札をい
たしました。これに消費税を加えた820万2,600円で仮契約書を締結したとごさいま
す。

以上で、詳細説明を終わります。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許し
ます。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の分ですけれども、これはこの前にありました第4分団1部のほ
うに配車されたものと同じようになるとは思いますが、実際に使ってみるときに4分団のほうに
行った車についてですけれども、ホースをカバーをするんですけれども、運転席側のほうのカバーな
んですが非常に余裕がないためにカバーがとめにくい状況があります。そういうものに対しても
う少し配慮したものとして、要望にはなるんですが、御検討できるでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 4分団に入る車という昨年度整備ですので、そういった不具合が
あればその都度、業者のほうに相談しようと思ひますけれども、ただ確実にできるかどうかと、今
この場ではちょっと申し上げられないんですけれども、そういった悪い部分については、改善を業
者のほうに要望を上げていきたいというふうに思ひます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第16、議案第63号動産購入契約の締
結についての質疑は保留しておきます。

日程第17、議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第64号吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一
課税に関する条例の制定についてを議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。
中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第64号でございます。吉賀町地域再生法に係る固定資
産税の不均一課税に関する条例の制定について。吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課
税に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規
定に基づき、議会の議決を求める。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

条例等詳細につきましては、担当いたしております税務住民課長から御説明を申し上げますの
で、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、議案第64号吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についての詳細説明をさせていただきます。

条文等は、その次のページに載っております。資料の23ページに要点をまとめておりますので、そのほうで説明をさせていただきます。お聞きください。

この条例であります。企業が地方活力向上地域特定施設整備計画の認定を受けて、東京23区等にある本社機能の地方移転や本社機能の拡充を目的として改正された地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、本町においても本社機能の移住地強化を促進するために固定資産税の不均一課税を定める条例を制定するものであります。

概要であります。対象者は先ほど申しましたように、地方活力向上地域において本社機能を整備する企業ということになります。期間としては対象となる固定資産税を課することとなる年度から3年間の時限であります。不均一課税の税率です。御承知のように固定資産税、吉賀町の場合は1.4%ということになっております。

移転型については、東京23区からの本社機能移転ということですが、これについては1年目が10分の1、それから2年目が4分の1、3年目が4分の2とするものです。

拡充型、これについては1年目が10分の1ですが、2年目から3分の1、3年目が3分の2という税率になります。移転型というのは先ほど言いましたように東京23区からの本社機能移転ということで、拡充型というのは地方における本社機能の拡充ということですので、周辺の大きな都市から、東京23区に限らず、本町に本社機能を移転される場合の企業等が対象になるということでありまして。それで、特定業務施設ということ。本社機能の部分ですが、調査、経営各部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所だったり、重要な役割を担う事業所をいうというそういった機能に移転した場合に、この特例が受けられるということでありまして。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第17、議案第64号吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についての質疑は、保留をしておきます。

日程第18、議案第65号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第65号吉賀町新宮住宅施設条例の制定についてを議

題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第65号吉賀町新宮住宅施設条例の制定について。吉賀町新宮住宅施設条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

条例内容等につきましては、担当いたしております総務課長のほうから御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第65号吉賀町新宮住宅施設条例の制定についての詳細説明を行います。この条例制定につきましては、6月議会の一般質問におきまして、分遣所の職員住宅に入居しておりました分遣所職員が全て退去しておるということで、益田広域消防本部の六日市分遣所及び柿木分遣所職員住宅施設条例の設置目的と、現状の入居状況が異なるという御質問をいただいたところございまして、それを改めるために本議会において、益田広域消防本部六日市分遣所及び柿木分遣所職員住宅施設条例を廃止をして、新たに吉賀町新宮住宅施設条例を制定するという趣旨のものでございます。

条例の中身につきましては、議案のほうで今から見ていきたいと思います。まず第1条ですけども、これにつきましては、この施設の設置目的について規定をするものでございます。

第2条につきましては、名称、戸数及び位置について規定をしております。世帯用4戸、単身用4戸となっております。

第4条では、入居資格を規定しております。吉賀町が管理する町営住宅等の入居資格がない者、あるいは町営住宅にあきがなく入居できない者、民間住宅に空きがなく入居できない者、その他町長が特に入居を必要すると認めた者というふうにしております。

第5条から第7条にかけては、入居までの手続についての規定です。

第8条は家賃の規定で、世帯用が月額3万5,000円、単身用が月額3万円としております。

第9条につきましては、吉賀町営住宅条例の一部の準用についての規定です。家賃の減免、または徴収猶予、家賃の納付、修繕費用の負担、入居者の保管義務等についての住宅条例を準用することとしております。

議案のほうのめくっていただきまして、第10条については退去の手続、第11条では不正行為等のあった場合の明け渡しについての規定でございます。

第12条に施行規則についての規定がございますけども、施行規則については参考資料の24ページと25ページに掲載をしておりますので、また参考にしていただけたらと思います。

附則でございますけども、附則につきましては第1項については条例の施行日、公布の日から、

としております。

第2項については、吉賀町益田広域消防本部六日市分遣所及び柿木分遣所職員条例を廃止するというものでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 新宮住宅の、新たに条例をつくるということですが、吉賀町の町営住宅の条例があるんですが、それでは間に合わないのかどうなのか。

要は、特別にこれつくる必要があるのかどうなのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。町営住宅条例の要件と今回の新宮住宅の要件、若干違いますので、それでそのまま住宅を使うということにはいきませんので、新たにこの条例を制定させていただくということにしております。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 要件が違うということはあれですか、入居条件が違うことなんでしょうか。そのあたりのこと、詳しくお願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。町営住宅は公営住宅法に基づいてやっておりますので、そういったところはこの新宮住宅については公営住宅法の適用はございませんので、もう設置の趣旨そのものところからスタートから、もう違っておりますので、そういった意味で今回のこの住宅条例については新設をさせていただくというものでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第18、議案第65号吉賀町新宮住宅施設条例の制定については、質疑は保留しておきます。

日程第19. 議案第66号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第66号吉賀町移住体験滞在施設条例の制定についてを議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第66号でございます。吉賀町移住体験滞在施設条例の制定について。吉賀町移住体験滞在施設条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。平成28年9月9日提出、吉

賀町長、中谷勝。

これにつきましては、いわゆる移住体験型の住宅を提供しようということで、お願いするものでございます。詳細につきましては、企画課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、詳細説明を担当課長より行います。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） それでは、議案第66号吉賀町移住体験滞在施設条例の制定についての詳細説明を行います。議案書及び参考資料の26ページをごらんください。

まず議案書のほうでございますが、この条例は先ほど65号議案で説明いたしました用途廃止となる予定の柿木分遣所職員住宅及び蔵木教員住宅を、吉賀町へ移住を希望する者に町内での暮らしを体験してもらうための生活の拠点を提供するために、移住体験滞在施設として利用するための条例を制定するものでございます。

条文について説明いたします。

第1条には、この設置目的を示しております。

第2条では、名称、戸数及び位置について規定しております。蔵木の教員住宅を6戸、柿木の分遣所住宅3戸、用途変更し利用したいと考えております。

第4条では、入居資格について規定しております。この滞在施設に入居できる者は町外出身者で、現に町外へ在住してる者と規定しております。

第5条から第7条につきましては、入居までの手続について規定しております。

第8条では、入居の期間について規定しております。入居期間は1年以内とすることとしておりますが、町長が特に必要があると認める場合、また入居者に中学生以下の子がいる場合は、1年間延長し、合計2年以内とすることとしております。

ここで、町長が特に必要があると認める場合でございますが、参考資料の26ページをごらんください。この条例の施行規則の中で、入居期間の延長について規定をしております。

第6条でございますが、要件を満たす場合は最大で1年間延長できることとしており、その要件は入居期間中に公的機関の支援による産業体験または青年就農給付金等の農業研修を開始した場合としております。

条例議案のほうに戻りまして、第9条では家賃について規定しております。

第10条につきましては、吉賀町営住宅条例の一部の準用について規定しております。家賃納付の方法等について準用することとしております。

第11条では退去の手続、第12条では不正行為等の場合の明け渡しについて規定しております。

再度、参考資料の27ページをごらんください。27ページ、ここにはこの滞在施設の構造等

の一覧を掲載しております。

以上で、議案第66号吉賀町移住体験滞在施設条例の制定についての詳細説明といたします。
よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 今の説明の言葉尻を捉えて悪いんですが、蔵木教員住宅を廃止するというのがあるというんですが、それはどこに提案されておるんでしょうか。ちょっとそのあたりをお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 蔵木の教員住宅のことについてお答えいたします。説明不足でございまして、今回用途廃止するのは柿木分遣所職員住宅でございます。蔵木の教員住宅につきましては、現在、施設条例はございまして、普通財産となっております。それを今回行政財産としまして、条例化するものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） ちょっと確認しますが、前回の議会で、私は教員住宅の状況をお聞きしましたが、教育長が、現在1戸だけ省いて現在の教員住宅については全て入居しているという答弁でありましたが、この蔵木の教員住宅についてはどういう状況なんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 今、蔵木に2カ所教員住宅ございまして、現行今、今回、この条例で上がっております教員住宅につきましては6戸分ございまして、これについては、今お試し住宅で既に利用しているということで、教育委員会のほうで実質、今、管理をしていないという状況で。それでもう1カ所、蔵木小学校のプールの横に2戸教員住宅がございまして、これにつきましては、今、教員が2戸入居している状況でございます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 補足させていただきます。現在、蔵木の教員住宅という表現をいたしました、これは既に移住体験滞在施設として利用しているものでございまして、普通財産のまま利用しているところを今回行政財産として改めて定義しようとするものでございますので、先ほど教育次長のほうから説明がありましたように、既に教員住宅としての用途は廃止してると御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の住宅ですけれども、通常の町営住宅の場合、退去するときには畳の表がえ等を大概していただいて退去していただいているんですけども、この移住体験滞在施設となりましたところについては、そのような畳表ですね、畳の表がえとかいうことについてどのような判断でされるのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。現在畳の表がえ等は義務づけしておりません。短期滞在施設ということを前提で通常1年、長くても2年ということでございますので、とくに義務化はしておりません。いわゆる通常の使用において破損したとかの場合は、そこは修繕して出ていただくようにしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） この单身の方の蔵木のとこなんか特にと思うんですが、いわゆる1年間体験ということでしょう。したらししくは、話し合いとか状況によっては2年というような先ほどの話がありましたが、例えばですね、1年の期間内おられるけど、もうちょっとこの町で何かしたい、おりたいときに次なる住みかがないときにはどうされるんですかね。ということは、今、空き家のバンクとかいろいろやっていますけども、その中で当てがあるんですかね、きちっとした。そういうこう、あれがやってないとなかなか1年くらいちょろっとおってちゅうことになりかねんような気がするんですが、どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。入居のときに1年ということを守っていただくようにしております。その1年の間に、例えば空き家、例えば公営住宅、いろんな手段があろうかと思しますので、それを見つけていただくように、そういう空き家バンク等の紹介とか支援を行ってっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） そういう条件で入っていただいて、それじゃ、その間に民間であったりとか町営住宅の空き家を探しても、実際に今現在でも空き家がなかなかないということで、移住者の方が、Iターンの方が来られとって、住宅はないちゅうようなことがあって、今回予算で700万円、民間の方がやられるってことですが、これはもう入る人が決まってしまう感じがやるという話もありますので、この人たちが対象ではないと思うんですよ。そうすると

1年の内に、仕事をしながら、遊んでるわけじゃないでしょう。そうすると、うまいこと見つける人もおるかもしれませんが、なかなか仕事とか何とかで見つけられない方もおられるということになったら、きちっとした住みかがない人におれおれ言うても難しいと思うんですが。

現実、空き家バンクでも実際に入られないっていうような、手直しその他をしなくては入られないっていうような現実もありますし、空き家は多いんですが、なかなか登録も貸してもらえない現実がありますので、その辺のところはきちっと担保してあげないと難しいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） きちっと担保ということでございますが、なかなか100%の担保というのは困難な状況ではございます。

昨年27年度の状況ですが、お試し住宅利用世帯7世帯ございまして、そのうち3世帯が町内へ移住されているところでございます。26年度は4世帯利用で1世帯、その前年が6世帯利用で2世帯でございます。

やはりこの利用者の中には住まれる方もいらっしゃいますし、やっぱりというお考えの方もいらっしゃいますので、なかなか100%担保というのは難しいところではございますが、我々も空き家をなるべく活用できるように努力はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 質疑はまだあるようですので、ここで昼休み休憩をして午後再開いたします。休憩します。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を再開します。

日程第19、議案第66号の質疑が置いてありますので、質疑を続行します。ありませんか。

2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 先ほどの説明では、教員住宅を廃止してこの移住体験滞在住宅とするという説明でしたが、もともと教員住宅というのは教職員のために必要なということでつくられた施設だと思うんですが、それが廃止するという事は教員の数が減ったから廃止されるのか、住宅の条件が悪いから、入居者がいないから廃止するのとかいろいろあると思いますが、そのあたりについては、もし今回これで移住体験住宅としたとしても、将来また教員住宅が要るようになったときに、また教職員住宅が必要なからまた建設せないけんとかいうようなことになりかねないかとも思いますが、そのあたりについてどのようなお考えをお持ちなのか、教えてく

ださい。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 質問にお答えいたします。

用途廃止としますのは、柿木分遣所職員住宅でございます。

教員住宅につきましては、教員住宅という表現をしましたが、これまで運用の中で既に移住体験滞在施設として利用しているところがございます。今ある、今現に教員住宅として使用しているものを廃止するというものではございません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 今回、この6戸の教員住宅がお試し住宅、いわゆるお試し住宅になったという経過を、私もそのときのことをわかっていないので、ちょっとその経過がわかりませんが、恐らく教員が入居がないというような形で空き家状態になっていたもので、そういう利用の仕方を考えられたのではないかというふうに推察するわけですが、現在の今町内の教員住宅については、ほとんど今詰まった状態で1戸だけ空き家があったんですけども、今の状態からいくと、現有の教員住宅で足りているような状況があります。全ての先生方が、よそから来られる方が教員住宅を利用しているかという、必ずしもそうでもないところもあるので、現時点で新しく建てかえるとか、建てかえじゃなくて増築といいますか、教員住宅をふやすような考えは今は持っておりません。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 教育次長が今説明したその以前の話なんですけれども、教員住宅に教員が入られる場合は、以前手当がついておりましたが、いわゆる公設の住宅へ入った場合はつかないということで、民間のほうへ入られる方が多いのと、特に蔵木、朝倉にもあるわけなんですけれども、いわゆる下水が完備されていないというようなことから若い方が敬遠される。そして、今までは通勤がいわゆる認められるというか、通勤範囲だということで益田教育委員会への教育事務所管内では通勤範囲というようなことがあるもので、先生方が車で通われるというようなことで利用が少ない。そうした中で空き家であったものを、いわゆる行政財産から普通財産に変えさせていただいたという経緯がございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 入居されなかったというか、利用が少なかったというのは、要は先ほど、今町長も言われましたが、トイレが水洗化されていないとか、そういう住宅の環境が悪いから逆に敬遠された先生方もおられるんじゃないかなと思うんですけども、今後も今の現行では

大丈夫ですと言われるんですが、確かに吉賀町は生徒がどんどん少なくなっていくんで、教職員も少なくなっていくところはあるんですが、今ある施設そのものも大胆にトイレの水洗化とかいうようなことも必要ではないかと思うんですが、その辺についてはどのように考えておられるのでしょうか。今回の条例とは関係ないということになるかもしれませんが、一応移住体験住宅として、もし貸与するにしても、水洗化は必要じゃないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 九郎原地域から北側といいますか、東側といいますか、蔵木のほうにつきましては下水道計画がございません。そういった意味で、やるとすれば合併浄化槽だということになると思うんですけど、これにつきましては排水がきちんとできないと設置できないというようなことがあります。これまでも住宅では水洗化、合併処理で水洗化しておりますけれど、教員住宅のあるところというのがいわゆる学校の近くということで、なかなかきちんとできてないわけですけど、これにつきましては結構な経費がかかりますので、いわゆる計画的にやらなければならないかというように思っておりますけれど、議員おっしゃいましたように、あいていたからそれをいわゆる一般財産にしながらお試し住宅、お試し住宅だったら下水が完備してなくてもいいというわけではないんですけど、いずれは整備していかなくやなりませんけれど、結構なお金がかかりますので、やはり合併処理でもまとまってやれるようなことを考えていかないとやれないんじゃないかというように思っておりますけれど、今はそういった何年にここをやるんだというような計画はございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第19、議案第66号吉賀町移住体験滞在施設条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第20、議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第67号吉賀町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第67号でございます。吉賀町税条例の一部を改正する条例について。吉賀町税条例（平成17年吉賀町条例第66号）の一部を別紙のとおり改正する。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

これにつきましては、詳細につきましては、内容等につきましては担当いたしております税務住

民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。

それでは、議案第67号吉賀町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

参考資料としては28ページ以降のところに新旧対照表を載せております。条文一つ一つは説明しません。どういう内容かということで説明させていただきたいと思っております。

まず、20条の2の改正です。これにつきましては、外国居住者等所得相互免除法第8条、第12条及び第16条の改正に伴いまして、住民税のほうの改正が行われるということでございまして、どういうことかといいますと、その法律によります特例適用利子等、または特例適用配当というようなものが出てくるわけですが、それを有する者に対して当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得をそのほかの所得と分離課税できるというものでありまして、そういった部分が20条の2の改正であります。

20条の3がその後あります。これについては20条の2が新たに追加されましたので、その新設することに伴う条のずれで、新旧で見られるように変わってきたということでありまして、あくまでも外国居住者等の所得について分離課税の部分について住民税でも分離課税をするということですので。

この部分については、各外国との条約等もあるわけですが、台湾との間にないということで、台湾との関係でそういった法律の改正が出てきたということで、その辺で分離課税を行うということになったようでございます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第20、議案第67号吉賀町税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第21. 議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第68号吉賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして議案第68号の説明を申し上げます。

吉賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について。吉賀町監査委員に関する条例

(平成17年吉賀町条例第9号)の一部を別紙のとおり改正する。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページお開きください。吉賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例。吉賀町監査委員に関する条例。平成17年吉賀町条例第9号の一部を次のように改正する。別表中、郡内の項を削り同表備考に次のように加える。岩国市及び周南市への旅行の場合は日当1,500円とする。附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の吉賀町監査委員に関する条例の規定は平成28年4月1日から適用するということでございます。

詳細につきましては総務課長のほうから御説明申し上げます。旅費規程の改正でございます。よろしく申し上げます。

○議長(安永 友行君) それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長(赤松 寿志君) それでは、議案第68号吉賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

参考資料の36ページに新旧対照表を掲載しておりますので、そちらのほうをごらんいただきたらと思います。

今回の条例改正ですけれども、3月議会で議員、職員、非常勤特別職、こちらのほうの旅費の一部改正を行ったところなんですけれども、その際に、本来ですとこの監査委員に関する条例についても一部改正をしなければいけなかったんですが、その改正が行われていなかったもので、今回改正を行うものでございます。

内容につきましては、他の議員、職員、非常勤特別職と同じように、郡内の項を削って備考欄に岩国市及び周南市への旅行の場合、日当1,500円とするを加えるというものでございます。

条例の施行日は公布の日からとして、適用日はことしの4月1日からということで附則のほうにうたっております。

以上でございます。

○議長(安永 友行君) 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですが、日程第21、議案第68号吉賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第22. 議案第69号

○議長(安永 友行君) 日程第22、議案第69号吉賀町スクールバス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは69号でございます。吉賀町スクールバス条例の一部を改正する条例について。吉賀町スクールバス条例（平成17年吉賀町条例第80号）の一部を別紙のとおり改正する。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

これにつきましては、スクールバスの運行についての内容変更でございます。

詳細につきましては教育次長のほうから御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当より詳細説明を求めます。光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは、上程されております議案第69号吉賀町スクールバス条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、現在蔵木の河津金山谷方面へ運行しておりますスクールバス3号車に関するものでございます。

スクールバスの運営につきましては、これまで労働基準監督署等の指導を受けながらいろいろとその契約等について変更を加えてきた経過もあるようでございますけれども、現在、この3号車は本条例の第3条の規定によりまして、運行业務を委託するというところで、実質個人の方と委託契約をしておるところでございます。その契約内容や運用について見ますと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、いわゆる労働者派遣法でございますけれども、その労働者派遣法上の取り扱いからすると、実際の運行管理に若干の問題があって、3号車については運転手を任用して運行させる形、簡単に言えば、直営で運営するほうが適切であるのではないかというふうに思っております。

地方自治体の業務を民間へ委託する場合、その民間事業者の労働者を直接指揮命令するなどの行為につきましては、実質的に労働者派遣法の労働者派遣事業に該当しまして、偽装請負とみなされる可能性があるのではないかというふうに、そういった問題があるのではないかと思っております。

そこで、今回3号車については本条例の規定から削除するというところで条例の一部改正したいというふうに思っております。

議案のほう、それから資料のほうの37ページのほうで新旧対照表を掲げておりますけれども、これについてはごらんをいただければいいと思っておりますけれども、河津河山谷線のスクールバス3号車の記述に関することを本条例から全て削除するといったものでございます。

37ページにその詳細を書いておりますので、ごらんをいただければと思っております。

詳細については以上、詳細説明とさせていただきますと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質

疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この今の3号車の分を削ることによって、予算上の変更、また最近この3号車やりかえたばかりであります、取得における、車をやり変えたときにおける補助等への影響、このようなものがどのようになるかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） まず予算についてでございますけども、予算につきましては、今回一般会計の補正のほうでこの条例に関するものについて計上させていただいております。内容につきましては、委託料で組んでおりました予算をそれぞれこの条例に沿ったような形で組み替えるものでございます。

それから、今3号車は軽の自動車を運行しております。実際に利用されるのが1名の生徒さんが乗っているという状況でございます。

目的につきましては、スクールバス本来の目的と変わらないと思うので、実際の運営を直営で行うという形になりますので、その点は問題ないというふうに理解しております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第22、議案第69号吉賀町スクールバス条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第23、議案第70号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第70号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第70号でございます。これにつきましては決算が確定したこと、また国への償還が発生したということでございます。平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ709万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,534万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページ、お開きください。第1表歳入歳出予算補正、歳入。

款4項1療養給付費等交付金で、補正額が693万8,000円で、補正後の額が3,452万

4,000円。

款9繰入金項1他会計繰入金15万3,000円、補正後の額が1億3,325万9,000円、補正前の額が9億4,825万3,000円、補正額が709万1,000円で、補正後の額が9億5,534万4,000円でございます。

1ページ、お開きください。歳出でございます。

款1項1総務管理費で補正額が15万3,000円で、補正後の額が2,018万円。

款10諸支出金項1償還金及び還付加算金、補正額が422万円、補正後の額が473万4,000円。

款11予備費項1予備費、補正額が271万8,000円、補正後の額が894万5,000円、補正前の額が9億4,825万3,000円、補正額が709万1,000円で、補正後の額が9億5,534万4,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたします。

それでは、議案第70号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を行います。

まず最初に、このたびの補正の理由を申し上げますと、このたびの補正の主なもの、都道府県の保険者一元化に伴います事務費の増額、並びに平成27年度の国民健康保険事業特別会計の療養給付費負担金が確定したことに伴いまして、その精算を行うものが主なものであります。

それでは、予算書の6ページをお開きくださいませ。

歳出としまして、総務費、総務管理費、一般管理費、旅費としまして15万3,000円の増額です。これは、冒頭申し上げましたようにこの秋までに国保一元化の方針を出すという国のスケジュールがあるんですけども、それに伴いまして、都道府県のワーキンググループが今佳境に入っているということで、その旅費の増額でございます。

続きまして諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金ですけども、これは国庫支出金でございまして、療養給付費の交付金が確定したことに伴いまして422万円を国のほうにお返しをするというものでございます。

予備費につきましては271万8,000円の増額をすると、積み上げるというのですが、これにつきましては歳入のほうでまた御説明申し上げたいというふうに思います。

続きまして歳入の5ページをお開きくださいませ。

歳入ですけども、療養給付費の交付金、療養給付費等交付金の過年度分療養給付費交付金でござい

ございます。これも過年度分が確定したことに伴いまして693万8,000円追加交付となりました。この財源につきましては、先ほど歳出のほうで申し上げました国庫支出金に一部422万円を充当しまして、残りを予備費に積み上げたということで693万8,000円の財源はそちらのほうに振り分けるということでございます。

繰入金でございますけれども、一般会計からの繰入金として事務費部分は全額15万3,000円一般会計から事務費として繰り入れるというものでございます。

以上で詳細説明を終了いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第23、議案第70号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留しておきます。

日程第24. 議案第71号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第71号平成28年度吉賀町介護保険事業等別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第71号です。平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,384万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,553万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

これにつきましても、決算が確定し、国の償還金等が発生したといったものが大きなものでございます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。

款4支払基金交付金項1支払基金交付金、471万9,000円補正額、補正後の額が2億7,715万4,000円。

款7繰入金項1他会計繰入金、補正額が6万8,000円。補正後の額が1億8,660万1,000円。

項2基金繰入金、補正額が906万1,000円、補正後の額が2,789万9,000円で、

補正前の額が合計で10億5,168万9,000円、補正額が1,384万8,000円、補正後の額が10億6,553万7,000円でございます。

1ページお開きいただきまして、歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費、補正額が6万8,000円で、補正後の額が4,695万9,000円。

款6諸支出金項1償還金及び還付加算金、補正額が1,378万円で、補正後の額が1,388万2,000円、歳出の合計が補正前の額が10億5,168万9,000円、補正額が1,384万8,000円で、補正後の額が10億6,553万7,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては担当いたしております保健福祉課長のほうが御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、続きまして議案第71号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明を行います。

今回の補正予算の概要は、平成27年度の介護保険事業特別会計の決算を行ったことにより生じた国県支払基金負担金等の精算が主なものでございます。

それでは、予算書の6ページをお開きくださいませ。

歳出としまして、総務費、総務管理費、一般管理費、職員手当等で6万8,000円の増、内訳は扶養手当5万9,000円、期末手当9,000円です。これは介護保険を担当する職員の出産、出生に伴います人件費の増額部分でございます。

続きまして、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で国県支払基金返還金としまして1,378万円を計上してございます。これは、先ほど冒頭申し上げましたように、平成27年度の決算に伴いまして国にお返しをするものでございます。

それでは歳入に移ります。5ページをお開きくださいませ。

歳入としまして、支払基金の交付金。支払基金の交付金でございますが、地域支援事業支援交付金としまして過年度分の追加交付が471万9,000円入ってきます。

続きまして、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金としまして職員給与費、先ほど歳出のほうで申し上げました人件費の増額部分の6万8,000円を一般会計から繰り入れるというものでございます。

最後になりましたが、繰入金、基金繰入金としまして介護給付費準備基金等基金繰入金です。906万1,000円でございます。これは、上段の過年度分地域支援事業交付金の471万9,000円と、この906万1,000円を合算したものを歳出の6ページの国県支払基金返還

金として1,378万円をお支払いするというものでございまして、5ページに戻りまして、基金繰入金のこの906万1,000円は財源調整という格好で不足分をここから充当するというそういう趣旨のものでございます。

以上で詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第24、議案第71号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第25. 議案第72号

○議長（安永 友行君） 引き続き日程第25、議案第72号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして議案第72号の説明を行います。

平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）。平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,688万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,671万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第4表債務負担行為による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は第5表地方債補正による。平成28年9月9日提出、吉賀町長、中谷勝。

これにつきましても、決算が確定したことと、大きなものは基金の積み立て、福祉施設の整備費、またサクラマス交流センター（仮称）でございますけれども、関連するものが大きなものとなっております。

1ページお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。

款9地方交付税項1地方交付税、補正額が1億2,888万3,000円、補正後の額が32億3,971万5,000円。

款 1 2 使用料及び手数料項 1 使用料、補正額が 2 3 8 万円、補正後の額が 7, 5 9 4 万 6, 0 0 0 円。

款 1 3 国庫支出金項 2 国庫支出金、補正額が 7 0 0 万円で、補正後の額が 3 億 8 9 3 万 4, 0 0 0 円でございます。

款 1 4 県支出金項 2 県補助金、補正額が 2 3 9 万 5, 0 0 0 円で、補正後の額が 1 億 6, 8 1 5 万 9, 0 0 0 円。

款 1 5 財産収入項 1 財産運用収入、補正額が減額の 2 3 8 万円で、補正後の額が 1, 7 3 9 万 4, 0 0 0 円。

款 1 7 繰入金項 2 基金繰入金、補正額が減額の 1 億 4, 0 2 9 万 9, 0 0 0 円、補正後の額が 2 億 6, 3 0 2 万 7, 0 0 0 円。

款 1 9 諸収入項 3 貸付金の元利収入です。補正額が 9, 5 5 8 万 8, 0 0 0 円、補正後の額が 1 億 4, 2 2 4 万円。

款 2 0 町債項 1 町債、補正額が減額の 6 6 8 万 5, 0 0 0 円で、補正後の額が 1 2 億 3, 0 0 9 万 3, 0 0 0 円。

歳入の合計が補正前の額が 6 9 億 3, 9 8 2 万 8, 0 0 0 円、補正額が 8, 6 8 8 万 2, 0 0 0 円、補正後の額が 7 0 億 2, 6 7 1 万円でございます。

1 ページお開きください。歳出でございます。

款 2 総務費項 1 総務管理費、補正額が 2, 2 8 8 万 2, 0 0 0 円で、補正後の額が 9 億 5, 2 1 9 万 7, 0 0 0 円。

款 3 民生費項 1 社会福祉費、補正額が 2, 6 6 4 万 3, 0 0 0 円、補正後の額が 1 1 億 1, 9 2 7 万 8, 0 0 0 円。

款 2 児童福祉費、補正額が 6 3 万 4, 0 0 0 円、補正後の額が 4 億 5, 8 8 2 万 8, 0 0 0 円。

款 4 衛生費項 1 の保健衛生費、補正額が 1 8 5 万 7, 0 0 0 円、補正後の額が 5 億 2, 7 5 7 万 6, 0 0 0 円。

項 2 清掃費、補正額が 1 4 万円、補正後の額が 2 億 1, 5 6 9 万 9, 0 0 0 円。

款 7 商工費項 1 の商工費、補正額が 1, 3 6 7 万 7, 0 0 0 円、補正後の額が 2 億 2, 2 9 0 万 9, 0 0 0 円。

款 8 土木費項 2 道路橋梁費、補正額が 1, 1 6 6 万 9, 0 0 0 円、補正後の額が 4 億 8, 1 9 2 万 7, 0 0 0 円。

項 5 住宅費、補正額が 4 0 万円、補正後の額が 1 億 3, 1 1 0 万円。

款 9 消防費項 1 消防費、補正額が減額の 2 4 万 9, 0 0 0 円、補正後の額が 2 億 8, 1 2 0 万 8, 0 0 0 円。

款10教育費項3中学校費、補正額が減額の1,152万円、補正後の額が1億9,005万2,000円。

項4社会教育費、補正額が1,755万1,000円、補正後の額が3億5,650万7,000円。

款11災害復旧費項1農林水産施設災害復旧費、補正額が222万6,000円、補正後の額が同額でございます。

項4その他公共施設災害復旧費、補正額が97万2,000円で、補正後の額が167万2,000円。

歳出の合計が補正前の額が69億3,982万8,000円、補正額が8,688万2,000円で、補正後の額が70億2,671万円でございます。

第4表債務負担行為、事項でございますけれども、萩石見空港利用拡大推進協議会利用促進事業負担金、期間は平成29年度から平成31年度まで。限度額につきましては、萩石見空港利用拡大推進協議会への負担金にかかわる萩石見空港利用促進に要する額というものでございます。

1ページお開きください。

第5表地方債補正、起債の目的、1、合併特例事業債、これにつきましては、補正後の額が3億5,530万円で、利率、起債の方法、償還の方法等は補正前と同様でございます。起債の目的の2、過疎対策事業債、これにつきましても補正後の額が6億6,300万円、起債の方法、利率、償還の方法も補正前と同様でございます。起債の目的3、臨時財政対策債、補正後の額が1億4,269万3,000円で、起債の方法、利率、償還の方法等につきましても同様でございます。

以下、事項別明細書以降につきましては総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を行います。

今回の補正の主な内容ですけれども、歳入においては普通交付税が金額が確定したことによりまして、今回で1億2,888万3,000円を計上しております。

それから、医療法人石州会からの貸付金収入9,558万8,000円などが主なものでございます。

歳出においては、財源の有効活用事業に充当するふるさと創生基金積立金が2,911万円、とびのこ苑の特殊浴槽設置事業1,539万7,000円、サクラマス交流センターの備品購入費等1,755万1,000円などが主なものでございます。

それでは、まず給与費明細書のほうからごらんをいただきたいと思います。17ページ、

18ページのところです。

まず、1、特別職のところですが、上の表です。17ページ上の表のところですが、1名151万6,000円、報酬151万6,000円の増ですが、これにつきましては吉賀高校支援員の嘱託報酬でございます。

それから、2の一般職のところですが。給料につきましては土地対策費の職員人件費を総務費から土木費へ組み替えたことによりまして、総務費分の減額が900万5,000円でございます。

それから、職員手当は617万円の減額ですが、手当の種類ごとの増減につきましては17ページの下のところそれぞれ掲載しております。

増減理由につきましては18ページのところに記載がありますが、その他の増減分617万円のマイナスになっていますが、まず条件変更に伴うマイナス6万8,000円、これにつきましては扶養手当の受給者が一般会計から介護保険特別会計に変更になったことによりまして、扶養手当が5万9,000円の減、期末手当が9,000円の減となっております。合わせて6万8,000円の減です。

それから、事業に伴う増減分につきましては、時間外勤務手当の増20万円でございます。

それから、組み替えに伴う増減分630万2,000円、これは給料と同様に土地対策費の職員人件費を総務費から土木費へ組み替えたことによりまして630万2,000円を減額するというものでございます。

17ページ下の手当ごとの内訳のところですが、扶養手当のうち84万円と通勤手当の30万8,000円、期末手当のうち232万8,000円、勤勉手当の132万1,000円、退職手当組合の150万5,000円、これにつきましては土地対策費の組み替えによる減でございます。

それ以外のところは、先ほど言いました特別会計への移した部分で増額になった部分が若干それでございます。

それから、その上の総括の共済費のマイナスの284万6,000円減額になっていますが、これにつきましても土地対策費の組み替えに伴うものでございます。

次に、財源の有効活用事業について最初説明しておきたいと思います。参考資料の38ページをお開きいただきたいと思います。

そちらのほうに一覧表がついておりますが、まず見出しの下の中の事業費6,312万1,000円というのが掲載してございますが、これにつきましては、ことしのこの財源の有効活用事業費を6,312万1,000円とさせていただきます。

この根拠というのは、平成27年度からの繰越金が6月の補正予算で計上しましたが、1億8,936万4,000円ありましたが、このうちの3分の1を充てるということで、今回の、

今回というか、28年度の財源の有効活用事業の総枠を6,312万1,000円としたところがございます。

今回の補正予算でその下にあります7事業、3,401万1,000円に充当して、残る2,911万円についてはふるさと創生基金に積み立てて今後の補正予算等で繰り入れて使うということにしております。

それでは個別に見ていきたいと思えます。

歳出予算のほうからごらんをいただきたいと思えます。10ページをお開きいただきたいと思えます。

まず総務費の総務管理費一般管理費です。職員人件費につきましては、先ほど言いました扶養手当の受給者が一般会計から介護保険会計のほうに変更になったことに伴う6万8,000円の減額でございます。

それから、吉賀高等学校支援対策事業費、これは支援員の報酬の補正です。全員協議会のところでも申しましたけども、日額単価を変更するというので、後日補正をお願いすることになるというふうにお知らせしておりますが、それに伴うものでございます。

それから、目の5財産管理費ですけども、006基金積立金、これにつきましては先ほど言いました財源の有効活用事業の総額から今回充当する事業の残りの部分2,911万円を積み立てるものでございます。

それから、008新宮住宅施設管理費、これにつきましては先ほどの条例改正に伴いまして予算では消防費に組んでおりましたので、消防費のほうからこの総務費の財産管理費に組み替えるものでございます。後ほど出てきますけど、同額が消防費のほうから減額になっております。

それから次に、目の6企画費、004定住対策事業費、空き家活用集落担い手確保事業補助金です。300万円ですが、当初予算で計上してはございますけども、今後見込まれる4件に対して予算が当初予算で不足するというので300万円を今回補正するものでございます。

それから、民間賃貸住宅建設補助金、これにつきましては、民間の業者の方が1棟建設を予定されておりますので、それに係る補助金700万円でございます。

それから、050その他経費、会議等出席謝礼、これは新産業創出の検討会にお出かけいただく方に対する謝礼金でございます。

それから次に、目の7土地対策費、002職員人件費、これにつきましては先ほど人件費のところでも申しましたが、土木費に組み替えたことによりまして総務費を全額減額するものでございます。

続きまして11ページ、総務費の統計調査費の1、統計調査総務費、018経済センサス事業費ですが、これにつきましては臨時雇用賃金から時間外手当に20万円を組み替えるものでござ

います。

それから、民生費、社会福祉費の社会福祉総務費 007 福祉センター管理費です。施設備品購入費につきましては、ローカウンター、文書保存用の書庫等の購入費でございます。368万2,000円、これにつきましては財源の有効活用事業を充当しております。

それから、機械器具購入費は電子血圧計、吸引器等の購入費62万7,000円でございます。

それから、車両購入費は訪問用の軽車両の購入費138万円、事業費200万7,000円の3分の2部分について補助金のほうがありまして、これについては県の補助金を歳入のほうで計上しております。

それから次に、高齢者福祉費 005 特養とびのこ苑管理費、改良工事費施設備品購入費ですが、特殊浴槽の改修のための工事費100万円と浴槽の購入費1,439万7,000円でございます。

それから1つ飛んで、027 デイサービスセンターの管理費、改良工事費ですが、柿木の特殊浴室の改修工事78万9,000円でございます。これと先ほどの特別養護老人ホームとびのこ苑の改修費、これについては財源の有効活用事業を活用しております。

それから、050 その他経費、介護サービス提供支援事業補助金ですが、訪問入浴サービスや通所介護事業者が送迎者に係る送迎用の車を購入するその補助金でございます。事業費の2分の1を助成するというので、211万5,000円でございます。

歳入のほうでは、県のほうからの補助金4分の1がございますので、歳入のほうで計上しております。

それから、障がい者福祉費で003 特別障がい者支援等給付費、その下の障がい者自立支援費の003 自立支援医療費助成事業費、これは平成27年度の金額が確定したことによります返還金でございます。

それから、12 ページです。050 その他経費、これも同様に27年度の精算に伴う返還金でございます。

それから、民生費の児童福祉費で児童福祉総務費 008 次世代育成支援対策費、施設備品購入費ですが、六日市、柿木両庁舎に設置をしますベビーチェア、折り畳みベッド、ベビーカー等の購入費でございます。これにつきましては財源の有効活用事業を活用しております。

それから、013 地域子育て支援拠点事務事業費、施設備品購入費、これにつきましては福祉センターへベビーチェアを購入するものでございます。

それから、款の4 衛生費項の1 保健衛生費目保健衛生総務費の010 保健センター管理費、これにつきましては施設の修繕料ですけども、保健センターの誘導看板とそれから保健センターの玄関の文字に六日市町と入ったところがございますので、これを吉賀町に改めるものでございます。23万2,000円、これも財源の有効活用事業を活用しております。

それから、028簡易給水施設整備事業費、簡易給水施設整備事業補助金100万円ですが、これにつきましては、簡易水道の区域外で個人で井戸を設置される方に対する補助金100万円でございます。

それから、目の3予防費004予防接種費で予防接種医療機関委託料ですが、B型肝炎の予防接種を任意から定期接種に変わったことに伴う49件分の委託料でございます。

それから、010感染症対策事業費で、医薬材料費、これは消毒液が消費期限切れになりましたので、これを新たに購入するものでございます。

続きまして、13ページ、清掃費のごみ処理費、004可燃物処理事業費ですが、物品修繕料、集積箱の修繕4基分でございます。

それから、款7の商工費、商工費で観光費004健康増進交流促進施設管理費、ゆ・ら・らの施設修繕料は客室のエアコン修理でございます。

それから、改良工事費は排煙窓の改修工事761万円でございます。両事業とも財源の有効活用事業を活用しております。

それから、005観光施設管理費、これにつきましては、高尻ログハウスの改修工事の設計監理業務委託料と改良工事費それぞれ108万円と431万1,000円でございます。これにつきましても財源の有効活用事業としております。

それから、都市農村交流費で026スポーツ文化交流促進事業費、スポーツ文化交流促進事業補助金、これにつきましては町内の施設を利用したときに補助するというものですが、今回200人分40万円を追加するものでございます。

続きまして、土木費の道路橋梁費、道路橋梁維持費の004橋梁維持管理費で、事業委託料につきましては公共土木点検診断アドバイザーの派遣業務委託12万円でございます。

それから、設計業務委託料につきましては、橋梁修繕の調査設計業務でございます。維持補修工事費を800万円減額して、これもこちらの委託料のほうに充当しております。

それから、歳入のほうで社会資本整備交付金のほうの追加交付がありましたので、これも含めて1,900万円計上するものでございます。

それから、道路橋梁新設改良費で029朝倉真田線改良事業費、移転補償費はケーブルテレビの電柱移転に伴うもので9万9,000円でございます。

058町道上幸地線改良工事費、土地購入費25万円と次のページの14ページの立木補償金20万円それぞれ補正予算で計上するものでございます。こちらにつきましては、歳入のほうで過疎債を見ております。

それから次に、住宅費、住宅管理費で003住宅管理費の島根県住宅供給公社使用料負担金、ユースパームの空き室分の負担が40万円でございます。

それから続きまして、款9消防費、消防費で常備消防費003消防職員住宅管理費、非常備消防費の006消防施設管理費、これにつきましては、冒頭言いました新宮住宅の条例改正に伴いまして、こちらのほうを減額して総務費のほうに組み替えるものでございます。

それから次に、教育費、教育総務費の事務局費004スクールバス運行事業費、こちらも条例改正によりまして運行委託料84万9,000円を減額しまして、臨時雇用賃金、燃料費、車両整備費のほうに組み替えるものでございます。

続きまして、15ページです。中学校費の中学校管理費、021中学校施設整備事業費、これにつきましては吉賀中学校の下水道接続工事を入札をしましたがも応札がありませんでしたので、今回減額をして29年度に再度事業実施をするというものでございます。歳入のほうも同様に減額をしております。

続きまして、社会教育費の社会教育総務費023サクラマス交流センターの整備事業費、建物損害保険料は新たに加入する建物共済でございます。

それから、維持補修工事費、これは敷地内にあります商店街の街灯の移設工事費でございます。

それから、施設備品購入費につきましては、家具、電化製品、厨房備品等の購入費1,705万7,000円でございます。

移転補償費はNTTの電柱移転20万円でございます。

続きまして、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、林道災害復旧ですが、005現年単独災害復旧工事事業費、これにつきましては、林道坂本亀ヶ谷線の土砂の撤去工事222万6,000円でございます。

16ページのところで、大井谷棚田展望公園災害復旧費ですが、大井谷の棚田展望公園ののり面の復旧工事でございます。97万2,000円でございます。

戻っていただきまして、歳入です。7ページをお開きいただきたいと思います。

今回、補正に係る一般財源の所要額に充当します地方交付税の普通交付税です。1億2,888万3,000円で、これをもう金額は、普通交付税は確定しておりますので、今回これを充当して残る留保額が1億2,435万9,000円留保額がございます。なお特別交付税のほうも3,000万円を留保を見ておりますので、合わせて1億5,000万円強の留保がございます。

続きまして、使用料及び手数料で、使用料の総務使用料です。町営住宅使用料、これは条例改正に伴いまして新宮住宅の使用料138万円と移住体験滞在施設使用料100万円、合わせて238万円です。これは、当初予算ではいずれも財産収入のほうに組んでおりましたので、財産収入を減額してこちらの総務使用料に組み替えるものでございます。

続きまして、国庫支出金の国庫補助金、土木費国庫補助金で、社会資本整備交付金、これは橋

梁点検に充当しますけれども、事業費1,000万円の70%で700万円の追加交付でございます。

それから次に、県支出金、県補助金で民生費の県補助金、社会福祉費県補助金で介護サービス提供支援事業補助金は、車両購入事業の事業費の4分の1、軽車両の購入費です。訪問の分です。105万7,000円。

それから、訪問診療等設備整備事業補助金、これは福祉センターであります訪問車両、あるいは電子血圧計等の購入費の3分の2、133万8,000円でございます。

続きまして、財産収入、財産運用収入、財産貸付収入、普通財産貸付収入、これは先ほど言いました総務使用料へ組み替えることによりまして、普通財産貸付収入が100万円の減額と、消防住宅貸付収入、8ページですが、減額138万円でございます。

続きまして、繰入金で、基金繰入金、財政調整基金繰入金ですが、4,471万1,000円を減額するものです。財政調整基金繰入金につきましては、当初予算で2億1,556万7,000円を計上しておりましたけれども、このうち6月の補正で1億7,085万6,000円をこれは繰越金を充当して減額をして、なおかつ4,471万1,000円残っておりますけれども、今回これをゼロにするということで減額の4,471万1,000円で財政調整基金の繰入金をなくすというものでございます。

それから、地域福祉基金の繰入金につきましては、石州会貸付金収入が9,558万8,000円収入がありましたので、それに伴う地域福祉基金繰入金を減額するものでございます。

続きまして、諸収入の貸付金元利収入ですが、これは先ほど言いましたように石州会からの貸付金収入9,558万8,000円でございます。

次に町債です。過疎債につきましては、学校施設整備事業、これは吉賀中学校の下水道接続工事29年度に移行したことによりまして1,130万円の減額でございます。

それから、町道上幸地線の改良工事は土地の購入費、立木の補償金に対して50万円を充当するものでございます。

それから合併特例債につきましては、サクラマス交流センターの整備事業で、これは議会でちょっと充当率に誤りがあったというふうに言いましたので、今回正規に計算をして790万円を減額するものでございます。

9ページのところでございますけれども、臨時財政対策債につきましては、これも発行可能額が確定しましたので、発行可能額と予算計上額の差額であります1,201万5,000円を今回計上するものでございます。

以上で一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で詳細説明が終わりましたが、質疑を残してここで休憩します。

午後 2 時 08 分休憩

.....

午後 2 時 18 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第 7 2 号の一般会計補正予算の質疑が残っております。これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。10 番、庭田議員。

○議員（10 番 庭田 英明君） 1 点はこの財源の有効活用事業なんですけど、どのような方法でこの優先順位をつけられておられるのかということと、15 ページのサクラマス交流センターの備品の予算が出てますけど、主な備品と金額が大きいものでよろしいんですけど、主な備品と町内業者で調達できるものかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

まず財源の有効活用事業ですけども、こちらにつきましては修繕等の経費を優先するというところで従来からそういうことでやっておりますけども、なかなか修繕がしたくても財源がないとできないとかですね、そういったことをできるだけ可能にしていこうということで充ててますが、特に優先順位とかですね、そういったことは特に設けてはおりません。できるだけ金額の大きいものを充てていくというのは当然かと思いますが、枠の範囲内でできるだけ金額の大きいものを充てていくというのはあるかと思いますが、特にじゃあこれを優先してというような順番的なものは特に設けておりません。

それから、サクラマス交流センターの備品ですけども、家具につきましては交流室にテーブルとか机等が必要になってきます。それと、各教室に置きます机、椅子等ですね、それからあと、電気製品でいいますと冷蔵庫、洗濯機、テレビ、テレビは交流室と管理人室の 2 台ですけども、そういったもの。

それから、あとは電子レンジ等ですね。それからあと、厨房の備品でいいますと大型の冷蔵庫とかシンク、そういったものが入ると思います。

入札につきましては基本的には町内の業者を通じて購入していきたいという、まあ幾らか電気等、例えば、ほかの厨房備品を分けるとかそういったことはあるかもしれませんが、いずれにしても電気は電気で町内の業者、厨房備品は厨房備品で町内の業者という形で、町内の業者を窓口にして購入していきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10 番、庭田議員。

○議員（10 番 庭田 英明君） このスクールバスの件なんですけど、3 号車を廃止といいますか

直営にするということなのですが、1号、2号は資格を持った民間の業者に委託してると思うのですが、3号がその直営ということが、こちらにも資格を持った業者さんはおられるわけですが、そこではなくて直営というのはどういう趣旨なんですか。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 先ほどの条例の説明の中で、今3号車を委託契約してますが、実質個人の方と委託契約をしまして、今、年度途中でもあるわけなんですけども、いろいろと個人との契約の中ではそういう法的にも不合理の点があるということがわかっている状態なので、早めこれを是正していきたいという思いがあって、今回、年度途中でこういった形で提案をさせてもらいました。今、委託契約されてる方もそれがやっぱり生活給になっているところがありますので、それをじゃあだからといって違う方に契約するというのもちょっとなかなか難しいというところですね、実質は変わらずにそういった形をとりたいたいという思いで今回予算を上程させていただきます。どこかで区切りのよいところでちょっとその辺を見直していくべきかどうかというふうには考えております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 財源の有効活用事業の中でとびのこ苑の浴室の改修及び浴槽等の購入ということで上がっておりますが、改装中の期間中の入浴が全くできないということでしょうか。それとも、どこかに行って入ることでしょうか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えいたします。

とびのこ苑につきましては特別浴槽が2カ所同じタイプのもので初度調弁という格好で平成9年に設置されております。1カ所につきましては昨年新しいタイプのもので入れました。これはあのユニットバスにアタッチメントで浴槽の中に入れていただくタイプのもので、180万円ぐらいのものでしたと思います。それがもう既に稼働しております。これは比較的要介護度が中等度の方に入らせていただくタイプの浴槽なんですけど、今回我々が意図しているものは、麻痺拘縮があって非常にそれから骨粗しょう症等あって浴槽の中に介助浴でなかなか入りにくい方がおられます。その方に入らせていただくためのタイプの浴槽をみろく苑に初度調弁で平成11年に設置したタイプの箱型のもので今回入れようということになっております。ですから、その間は去年設置したものが稼働してますのでとりあえずそちらの方で入らせていただいて、新しく入らせていただくためにはだんだん要介護度が今重くなってますので、そちらでことしの12月ぐらいからはそちらのほうに入らせていただけるということで、その辺については運用を上手にやっというふうなことで、とびのこ苑とは話をしているところです。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 10ページの004の民間の建設補助金700万円が出てますけど、もうちょっと詳細を説明してください。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 民間賃貸住宅建設補助金ということで、これは先般の全員協議会で説明した制度でございますが、民間事業者がアパートなり賃貸住宅を建てるときに最大1戸当たり70万円を補助をしようというものであります。条件としましては、建てた最大10戸を対象としておりますが、そのうち半分以上をUIターン専用の賃貸として使っていただくということを条件に制度化したものでございます。先般説明した後に意向等を聞き取りまして、1件該当しそうな意向があるということで、今回補正予算で計上したものでございます。今後は補正予算が成立しましたら正式に申請という運びになろうかと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） まず、直接予算のページ数とかってこともないんですが、災害復旧のほうでひっかけて言うんですが、台風12号のときにこっちに来るんだらうということで避難所を設けたわけなんですけども、これが六日市と柿木。七日市は全くなかったということで、高齢の、特に独居の女性の方が、結果何もなかったからよかったですけども「何で七日市、私たちそんな年にとって六日市や柿木行かれんよ」っていうような話がかかなり出とったんですけども、それをしなかった理由としてはどういうことがあったんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。今回避難所を2カ所、あくまでも自主避難所なんですけど、自主避難でするので不安がある方が前もって避難するというところでございますので、それで設置をさせていただいたところでございます。

実際に災害が発生して避難をするということになると、もう当然これだけでは足りませんので、そうしたときはもっと細かい単位で避難所も設置が必要になってくると思います。そういったときには、またすぐそういった避難所の開設はまた別途考えていかなきゃいけないと思いますけども、今回は前もって避難するというところで2カ所に避難していただく、以前5カ所やったこともあるんですけども、実際に利用がなかったということもございまして最近では2カ所にさせているところでございます。

多くすればいいんでしょうけど、やはり職員の負担等もございまして、そういった意味で今回は2カ所設置させていただいたということでございます。ですので、実際の災害が発生するというような切羽詰まった状態になれば、もっと細かい単位で避難所は開設していくようになるう

かと思います。それと今回の自主避難所でも、電話等いただきましたら職員が迎えに行ったりとか、そういった体制もできるようにしておりますので、その辺ではまた御相談もいただいたら送迎をするとかそういったこともやりたいと思っています。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第25、議案第72号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）の質疑は保留しておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会といたします。御苦勞でございました。

午後2時34分散会
